

平成25年6月18日から
平成25年6月19日まで

標 茶 町 議 会
第 2 回 定 例 会 議 録

於 標茶町役場議場

平成25年標茶町議会第2回定例会会議録目次

第1号(6月18日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
議会広報発行に関する事項調査報告	7
一般質問	8
田中敏文君	9
鈴木裕美君	13
深見迪君	15
熊谷善行君	23
長尾式宮君	26
報告第3号 専決処分した事件の承認について	29
報告第4号 繰越明許費繰越計算書の調製について	34
報告第5号 継続費繰越計算書の調製について	35
議案第28号 車両の取得について	36
議案第29号 車両の取得について	37
議案第30号 工事請負契約の締結について	39
議案第31号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について	40
議案第32号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について	40
議案第33号 標茶町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について	41
延会の宣告	43

第2号(6月19日)

開議の宣告	47
議案第34号 標茶町税条例の一部を改正する条例の制定について	47
議案第35号 標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	52
議案第36号 標茶町墓地及び霊園条例の一部を改正する条例の制定について	53
議案第37号 標茶町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	54
議案第38号 平成25年度標茶町一般会計補正予算	56
議案第39号 平成25年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	56
議案第40号 平成25年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	56

議員提案第 3号	議会広報調査特別委員会の設置	61
意見書案第 5号	札幌航空交通管制部存続・充実を求める意見書	61
意見書案第 6号	介護サービスから「軽度の高齢者」分離に反対する意見書	62
意見書案第 7号	精神障がい者の公共交通機関の割引制度拡充を求める意見書	63
意見書案第 8号	生活保護基準引き下げと各種制度改定の切り下げに反対する 意見書	63
意見書案第 9号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元「30人以下 学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年 度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書	64
意見書案第10号	地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書	65
意見書案第11号	平成25年度北海道最低賃金改正等に関する意見書	65
決議案第 1号	「核兵器廃絶・平和の町」宣言	66
	閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）	67
	閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）	67
	閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）	67
	議員派遣について	67
	日程の追加	68
議案第38号	平成25年度標茶町一般会計補正予算	68
議案第39号	平成25年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	68
議案第40号	平成25年度標茶町下水道事業特別会計補正予算 (議案第38号・議案第39号・議案第40号審査特別委員会報告)	68
	閉議の宣告	69
	閉会の宣告	69

平成25年標茶町議会第2回定例会会議録

平成25年標茶町議会第2回定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成25年 6月18日（火曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 議会広報発行に関する事項調査について（広報調査特別委員会報告）
- 第 5 一般質問
- 第 6 報告第 3号 専決した事件の承認について
- 第 7 報告第 4号 繰越明許費繰越計算書の調製について
- 第 8 報告第 5号 継続費繰越計算書の調製について
- 第 9 議案第28号 車両の取得について
- 第10 議案第29号 車両の取得について
- 第11 議案第30号 工事請負契約の締結について
- 第12 議案第31号 北海道市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
議案第32号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 第13 議案第33号 標茶町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について

○出席議員（14名）

- | | |
|--------------|-------------|
| 1番 松下 哲也 君 | 2番 長尾 式宮 君 |
| 3番 菊地 誠道 君 | 4番 本多 耕平 君 |
| 5番 林 博 君 | 6番 黒沼 俊幸 君 |
| 7番 後藤 勲 君 | 8番 舘田 賢治 君 |
| 9番 鈴木 裕美 君 | 10番 田中 敏文 君 |
| 11番 熊谷 善行 君 | 12番 深見 迪 君 |
| 13番 川村 多美男 君 | 14番 平川 昌昭 君 |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|---------|---------|
| 町 長 | 池田 裕二 君 |
| 副 町 長 | 森山 豊 君 |
| 総務課 長 | 島田 哲男 君 |
| 企画財政課 長 | 佐藤 弘幸 君 |
| 税務課 長 | 武山 正浩 君 |

平成25年標茶町議会第2回定例会会議録

管 理 課 長	中 村 義 人 君
住 民 課 長	佐 藤 吉 彦 君
農 林 課 長	牛 崎 康 人 君
建 設 課 長	井 上 栄 君
水 道 課 長	妹 尾 茂 樹 君
育 成 牧 場 長	類 瀬 光 信 君
病 院 事 務 長	蛭 田 和 雄 君
や す ら ぎ 園 長	山 澤 正 宏 君
教 育 長	吉 原 平 君
教 育 管 理 課 長	高 橋 則 義 君
指 導 室 長	青 木 悟 君
社 会 教 育 課 長	伊 藤 正 明 君
農 委 事 務 局 長	牛 崎 康 人 君 (農林課長兼務)

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	玉 手 美 男 君
議 事 係 長	小 野 寺 一 信 君

平成25年標茶町議会第2回定例会会議録

(議長 平川昌昭君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 議長(平川昌昭君) ただいまから、平成25年標茶町議会第2回定例会を開会します。
ただいまの出席議員14名、欠席なしであります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

- 議長(平川昌昭君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長(平川昌昭君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、
4番・本多君、 5番・林君、 6番・黒沼君、
を指名いたします。

◎会期決定

- 議長(平川昌昭君) 日程第2。会期決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から6月19日までの2日間といたしたいと思っております。
これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。
よって、本定例会の会期は、6月19日までの2日間と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

- 議長(平川昌昭君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。
町長から、行政報告を求めます。
町長・池田君。

○町長(池田裕二君) (登壇) 先の臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと思います。

なお、次の4点について補足をいたします。

1点目は、「行方不明者の捜索について」であります。

5月9日に発生いたしました「行方不明者の捜索について」ご報告いたします。
町内開運在住の81歳になる男性が、午前中から家を出て、午後になっても戻らないことから、家族から午後1時48分に弟子屈警察署に捜索願いが出されました。
役場では、午後2時に弟子屈警察署から捜索協力の依頼があり、直ちに捜索準備を行い、市街地全域を中心に22班編成で順次捜索を実施し、午後4時10分、無事発見に至りました。

平成25年標茶町議会第2回定例会会議録

捜索には、本部待機の職員も含めて役場職員52名、標茶消防署22名、弟子屈警察署16名の総勢90名で対応に当たったところであります。

町では先月、標茶町あんしんネットワーク連絡協議会を開催し、高齢者の皆さんが、住みなれた地域や家庭で安心して暮らしていけるよう、地域の皆さんの見守りや支えあう地域社会をめざして、取組みを始めておりますが、引き続き、認知症などに関する理解を深めていただくため情報発信などを積極的に行うとともに、これらの事案についても関係機関、団体との連携のもとに、適切な対応に努めてまいり所存でありますので、ご理解を願いたいと存じます。

2点目は、「鳥獣被害対策実施隊活動中の暴発事故の顛末について」であります。昨年6月26日に発生し、平成24年標茶町議会第3回臨時会で経過報告させていただいた件について、顛末を報告させていただきます。

第一に銃弾により受けた町有車両の損害額ですが、修繕費用として19万2,539円を要しており、全額共済金の対象になりました。

次に、関係職員の処分ですが、当該隊員本人に対し、行政処分と銃刀法違反に対する刑事処分も想定されたことから、これら処分が確定してから、町として総合的に判断すべきとの結論に達し、経過を注視しておりましたが、報告未了のまま本人が亡くなり、事実関係の確認ができなくなったため、懲戒審査委員会に諮ったところであります。その結果、隊員本人については、死亡により処分対象外とし、担当課長並びに担当係長については厳重注意処分といたしましたので報告させていただきます。

3点目は、「森と川の月間事業について」であります。

例年開催されております「森と川の月間」関連事業が、全て終了いたしましたので、結果についてご報告申し上げます。

森と川の月間事業につきましては、標茶町自治会連合会をはじめとする7つの団体による連絡協議会を設置し、「人と自然が共生する環境」をめざして関連事業を実施するものであります。

本年度は、5月11日の月間出発式以降、植樹や清掃など8本の事業が行われ、企業や団体からの協賛もいただき、延べ1,457名の方々の参加協力をいただきました。

事業の内容といたしましては、第20回シマフクロウの森づくり百年事業植樹、第19回豊かな緑と魚のリバーサイド植樹などの4事業で、6,900本を超える植樹が行われ、弟子屈町で開催されました第12回摩周・水環境フォーラムでは、エゾシカの現状と課題、その対策を参加者で考えたところであります。

また、清掃活動につきましては、自然の番人宣言の統一行動としまして、第13回町内クリーン作戦、西別川清掃、釧路湿原クリーンデーの各事業が行われ、約1.1トンのゴミが回収されました。

これらの活動やその報道などを通し、趣旨の浸透が図られたところでありますが、今後におきましても、この「森と川の月間」活動の充実と、より多くの方の参加に努めてまいりたいと存じます。

4点目は、「平成25年度国民健康保険税について」であります。

平成25年度の国民健康保険税の取扱いについて、ご報告いたします。

平成25年度の国民健康保険税につきましては、加入者全体の所得状況は、前年度と比較して、

平成25年標茶町議会第2回定例会会議録

一部において、若干、上向いているものの、決して、景気が回復しているとは判断できない状況であり、依然として、経済の動向は先行き不透明であることから、国民健康保険税の引上げを行う状況ではないものと判断しました。

平成25年度の国民健康保険税率を改定しないことで、国保会計の収支不足が見込まれますが、不足額につきましては、本町独自の経済対策として一般会計から繰り出すこととし、補正予算措置を提案しておりますので、後ほど、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長（平川昌昭君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 平成25年第2回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物をもちまして、詳細に報告いたしておりますが、以下4点につきまして、補足し、ご報告申し上げます。

はじめに、平成24年度町内各中学校卒業生の進路状況および平成25年度各学校の現況について、ご説明いたします。

今年3月に町内中学校を卒業した生徒の進路状況であります。卒業生は総勢75名で、全員が進学したところであります。

進学先の内訳は、標茶高校へ47名、釧路管内公立高校へ24名、管外の公立高校などへ2名、私立高校へ2名となっております。

次に、平成25年5月1日現在の幼稚園・学校の状況であります。入園・入学者数について、幼稚園は、4歳児20名の入園者で、昨年と比べて1名の増。

小学校は、80名の入学者で、30名の増。中学校は、73名の入学者で、1名の減であります。

標茶高校は、88名の入学者で、昨年と同人数となりました。

在籍状況につきましては、幼稚園は38名在籍し、昨年と比べ2名の減。小学校は、429名在籍し、1名の減。中学校は、205名在籍し、2名の減であります。

町内小中学校の在籍総数は、634名で昨年と比べ3名の減となりました。

標茶高校は、230名在籍し、16名の減であります。

学級数につきましては、小学校45学級、中学校は21学級で、小学校・中学校共に昨年と比べ増減はありません。

そのうち、特別支援学級については、小学校11学級、在籍児童数23名、中学校では6学級で、在籍生徒数15名であります。

次に、教職員数であります。小学校は75名で、昨年と同人数となりました。中学校は50名で、3名の減であります。全体では3名の減であります。

今年度も、教員定数加配として、通級指導等で標茶小学校へ1名、指導方法工夫改善で標茶小学校へ1名、標茶中学校へ2名、あわせて4名の特別配置をいただいております。

また、町として特別支援教育支援員を標茶小学校に1名、標茶中学校に3名の配置を致しました。

2点目は、体罰に関する実態調査の結果についてであります。

調査は3月に全小中学校を対象に、「教職員」と、小学校は「保護者」へ、中学校は「生徒及び保護者」へのアンケートとして実施致しました。アンケートの問いは、「教職員から体罰と

平成25年標茶町議会第2回定例会会議録

思われる行為を受けた、又は受けている場面を見た、又は聞いた」「それは誰に、何時、どこで、どのような行為があったのか」等という内容となっております。

回収率については、教職員が98.4%、小学生の保護者は82.2%、中学校は、生徒が87.3%、その保護者が88.8%となりました。

「体罰と思われる行為」を子供から聞いた、又は見た、との回答が2校からありました。小学校で保護者1名と、中学校で生徒5名と保護者4名からありました。

アンケート結果を受け、再度調査が必要と判断したものが小学校で保護者1名と、中学校での生徒3名と保護者2名分ありました。当該学校において、詳細について調査した結果、学校管理者からの「体罰にあたるものは無かった」という報告を受けました。

教育委員会としても「体罰の事実は無いもの」と判断致したところであります。

3点目は、中茶安別小中学校が平成24年度全日本学校関係緑化コンクールで「学校林等活動の部」において、全国1位となる「特選」を受賞いたしました。

同じく中茶安別小学校6年・山本光貴君が4月28日、札幌市での「第13回空手道糸東会全国予選大会」において、型の部で第5位となりました。

今後も更なる活躍を期待するものであります。

4点目は、標茶町図書館への図書寄贈であります。

標茶町ライオンズクラブから児童図書18冊、5万円相当の寄贈をいただきました。

昭和50年からの累計で2,068冊、260万円相当となりました。

心より感謝の意を表するものであります。

以上で、今定例会にあたっての教育行政報告を終わります。

○議長（平川昌昭君） ただ今の、口頭による行政報告に対しての質疑を認めます。

ご質疑ございませんか。

7番・後藤君。

○7番（後藤 勲君） 先程の町長の行政報告のなかで銃刀法の関係で、私も銃をやる関係でそのときの状況等について、知っているつもりなんですけれども、ただ、あの問題について職員の方に厳重注意というやり方が、果たしてどのようなやり方をしたのか、お伺いしたいと思うのです。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

さきほど行政報告のなかで、暴発事故に対しての職員処分ということで、報告させていただきましたけれども、当該職員につきましては、本人死亡ということで、これは判例につきましても死亡した職員については懲戒処分はできないということになっていきますので、そのようなかたちで取扱いをいたしました。

これにつきましては、サービス上の部分での取扱いになりますけれども、適正な処理、法、条例規則、規程、命令違反等となりまして、それに準ずるものと判断してはいますが、本人死亡で処分はしていません。

担当課長、担当係長につきましては、常日頃、それらについての銃器の安全使用等についても指導等行ってきたところでありまして、結果として、こういう形となりました。

それで、これまでの判例等、懲戒審査の事例等も含めまして、厳重注意という形での取扱い

平成25年標茶町議会第2回定例会会議録

にしたところでございます。

○議長（平川昌昭君） 7番・後藤君。

○7番（後藤 勲君） ちょっと突っ込んだ話しをしたいんですけども、もし、あれだったら議事録を止めていただいても結構ですけども。

公務員にとって、結果的に処分というのは非常に重いものだと、私も認識はしていますけれども、ただ、あのときの状況というのは、運転手がいて、もう一人がいて、本人が銃弾を外す段階で暴発をしたということなんですけれども、これは、あくまでも狩猟する人間の本当の、その責任なんですよ。だから、乗っていたこと事態が不幸せだなと思うしかないんですけども、そういうような状況のなかで、そういう職務をしなくてはならない状態というのは、ちょっと腑に落ちないものですから、そういうようなことでお伺いしたわけなんです。

○議長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時20分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） 先ほどのお尋ねでございますけれども、これらの懲戒審査、それから地公法上の取扱い含めまして、適切に取り扱ったところでございます。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時22分

◎議会広報発行に関する事項調査報告

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4。議会広報発行に関する事項調査を議題といたします。

本件に関し、会議規則第75条の規定により、調査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

標茶町議会広報調査特別委員会委員長・深見君。

○広報調査特別委員会委員長（深見 迪君）（登壇） 2年間の任期といえますか、調査が終わりましたので、報告したいと思います。

広報調査特別委員会報告について。

本特別委員会では付託された事件について、下記のとおり調査をしたので、標茶町議会会議

平成25年標茶町議会第2回定例会会議録

規則第45条第2項の規定により報告します。

1. 調査事件 議会広報発行に関する事項調査。
2. 調査経過及び結果

(1) 平成23年6月15日第2回定例会において「標茶町議会広報調査特別委員会」が設置され、次のとおり委員の選出がされました。委員名については、ここに書いてある通りです。

(2) 同年6月15日第1回広報調査特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行い、次のとおり決定しました。委員長 深見 迪、副委員長 長尾式宮 議員であります。

(3) 標茶町議会広報の編集・発行要綱に基づき「しべちゃ議会だより」第81号から第89号まで、定例8回、臨時1回の広報を発行した。

なお、発行号数毎の委員会開催状況及び研修会参加は、下記のとおりでありますので、これは、割愛させていただきます。

それでは、委員会の所見を申し述べます。

- 1、議事公開の原則に基づき、議会がその運営や活動の実態をわかりやすく住民に知らせていくという義務の一端を果たすよう努力した。
- 2、編集では、レイアウトや見出し、写真などで工夫し、見やすい紙面づくりや、用語の使い方、住民目線での広報づくりを心がけた。
- 3、経費節減のため、できるだけ「広報しべちゃ」と記事が重複しないようにし、ページ数を減らした。
- 4、総括質疑の原稿が質疑の項目だけになっているが、質疑だけではなく簡潔に答弁も掲載し、紙面の改善を図るべきと考える。
- 5、議会広報の発行は、従来、広報調査特別委員会をつくり行ってきたが、特別委員会というのは、持続性のあるものではなく、調査が終了すれば終わるものであり、また、広報活動内容は、継続性、重要性、仕事量が多いことなどから、標茶町議会広報活動も常任委員会制度にし、町民に対する広報活動をより向上させるべきと考える。

2年間、ななめでやってきたわけではありますが、不十分な点が多々あったと思います。

後期の広報委員に、議会と住民をきちっと結びつける活躍を期待して、報告を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（平川昌昭君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑ないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、議会広報発行に関する事項調査を終了いたします。

◎一般質問

○議長（平川昌昭君） 日程第5。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

10番・田中君。

平成25年標茶町議会第2回定例会会議録

○10番（田中敏文君）（登壇） 一般質問2件について質問をしたいと思います。

まず、自衛官募集事務についてであります。

自衛隊は、自衛隊法において「我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たる」ことと定められております。

また、平成7年に発生した阪神・淡路大震災を初め、平成16年に発生した台風23号、平成23年に発生した東日本大震災では、人命救助や生活支援を初めとする復興支援に携わっています。

こうした国防・災害救助といった国民の生命と財産を守る非常に重要な任務を担うこととなる人材を確保するために、地域の情報を的確に把握でき、かつ多くの窓口を持つ都道府県や市町村がその事務を担う必要があり、「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う」と自衛隊法第97条に定められております。

さらに、具体的な募集事務の内容については、自衛隊法施行令第114条から第120条でそれぞれ定められております。

また、地方自治法第2条及び地方自治法施行令第1条並びに自衛隊法施行令第162条により、自衛官募集事務を「第1号法定受託事務」と定め、国にかわり県及び市町村がすべき事務となっております。

本町にも標茶町自衛官募集事務実施要領があり、目的、実施事項が定められておりますが、これらを踏まえ、以下4点について伺います。

1、実施事項（3）の募集窓口の設置等、「役場内に自衛官募集の窓口を常設し、志願者及びその父兄等が気やすく相談できるようにする」とありますが、現状ではどのように対応されているか聞きたい。

2、実施事項（4）のイ、広報ポスターの掲示では、「特に有効と思われる公共施設等に掲示する」とあるが、掲示されている施設と各枚数はどのようにになっているか。

3、実施事項（5）のウ、「自衛隊帯広地方連絡部からの要請に基づき、必要な自衛官募集に関する情報の提供を行う」とあり、対象者の情報提供について、どのような協力をしているのか伺いたい。

4番目、幼保、小学校、中学校へのPRポスターの掲示及び中学校の教諭等に対する募集協力の推進を図ってはどうか。

以上4点について伺いたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 10番・田中議員の「自衛官募集事務について」のお尋ねにお答えをいたします。

1点目の実施事項3の募集窓口の設置についてであります。役場窓口担当として総務課が行っており、志願者及びその父兄の方々などから相談があった際には、自衛隊帯広地方協力本部と連絡をとり、自衛官の業務内容などについて説明をいただく機会を設けるなどの体制づくりを整えております。

ここ数年の状況では、自衛隊帯広地方協力本部の方、あるいは本町から5名の方を委嘱させていただいております自衛官募集相談員の皆さんの積極的な活動もあり、直接、役場に相談に

平成25年標茶町議会第2回定例会会議録

来られるというケースはございませんでしたが、今後とも相談があった際には適切に対応させていただきますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目の広報ポスターの掲示についてであります。これまで自衛隊帯広地方協力本部と協議をしながら、役場庁舎1階ロビーと役場裏の旧法務局側の交差点角の2カ所に掲示板を設置しており、6月14日現在、合計5枚のポスターを掲示しております。

3点目の自衛官募集に関する情報についてであります。例年、自衛隊法97条及び同法施行令第120条に基づき、自衛官募集活動のために適齢者情報の提供依頼が自衛隊より寄せられているところであります。この要請に対しまして本町としては、住民基本台帳法第11条第1項に該当するものとして、閲覧という形により対応しているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 10番・田中議員の「幼保、小中学校におけるPRポスターの掲示及び中学校教諭に対する募集協力の推進を図ってはどうか」についてのお尋ねにお答えいたします。

1点目のPRポスターの掲示についてであります。学校の掲示につきましては、子供たちは毎日の大半を教室で過ごしていることから、学校教育にとって極めて重要な要素となっております。そのため、学校においては、学校の教育活動の重要な一部分として、何をどんな目的で掲示するのかを吟味し、意図的、計画的に学校掲示を行っています。

自衛隊募集のPRポスターを校舎内に掲示することにつきましては、義務教育の目的と照らし合わせ適切なことと言えず、公共施設や掲示板等で行うべきと考えております。

2点目の中学校教諭に対する募集協力の推進であります。義務教育段階における職業、勤労にかかわる教育の目的は、将来の社会的・職業的自立の基礎となる基礎的・汎用的能力の育成にあります。そのため、学校においては、児童生徒の発達段階に応じた機会や場を与えることにより、人間関係を形成し、社会に参画する意欲や能力を緩やかに育てていくよう意図的、計画的に教育活動を行っています。

したがって、特定の職業を取り上げてPRするような働きかけは、義務教育におけるキャリア教育の目的にそぐわないものと考えています。

中学校教諭に自衛隊募集を行わせることにつきましても、本来業務とは言えず、また義務教育の目的からもそぐわないものと考えております。

なお、自衛隊からは、昨年よりインターンシップにかかわる協力依頼があり、今年度も教育委員会が窓口となって説明を受け、資料をいただいております。それにつきましては、校長会議、教頭会議においても紹介しております。今後も自衛隊から同様の依頼があった場合には、情報の一つとして協力してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

10番・田中君。

○10番（田中敏文君） 1番目の募集窓口の件なのですが、私も役場の庁舎へ入ってきてまず2階に上がるときには、ああ、自衛隊のポスターが掲示されているなどと思って、ただ、現状で、どこが総務課という窓口なのか、矢印等があればまだ、「相談窓口はこちらでございます」というような、もう少し、気を使ったような窓口の設置等々があれば、今後対応してい

ただきたいなと思っております。

それと、3番目、対象者への閲覧ということで、これも個人情報の保護法等々にもかかわる部分、それも私、十分承知はしておりますけれども、その対象者の名簿をつくって、帯広地方連絡部の担当課の方にも、即座に速記できるなり、写すことができるような対応策をとっていただければなと思っております。

それとあと、4番目の、教育長が、私のほうの質問にはなかったのですが、インターンシップという形で、ご協力もしてほしいというものもありますし、今後、この形についても対応を少しでも早くしていただけないものかなと思いますので、再度お伺いしておきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 担当課がわかりにくいというご指摘でございますので、それにつきましては、矢印等、それが矢印が適切かどうかわかりませんが、そういった対応についても検討させていただきたいと思っております。

ただ、名簿をつくってということに関しては、先ほど申しましたように、これは法的にかなり困難性があるということも、ぜひ、ご理解をいただきたいと思っております。情報として提供する手段としては、私ども、現在、適法の中で対応させていただいておりますので、ぜひ、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） 先ほどもお答えしましたけれども、昨年からは、帯広の広報担当のほうから、ぜひ、体験的な学習に活用してほしいということで話がありまして、校長会、教頭会のほうに、その情報を提供して協力をしているところでありますし、これからは、そのような方向で進めていきたいと考えてございます。

○議長（平川昌昭君） 10番・田中君。

○10番（田中敏文君） 次、2点目、「野生ミンクの被害について」であります。

野生化したミンクによる被害が大きいと聞いております。わなによる捕獲は、1軒だけで行っても効果は期待できず、地域ぐるみで行うことで、初めて、個体数と被害を減らすことができるとされております。外来生物法、鳥獣保護法、狩猟法などを遵守して適切に行う必要があると思っております。これらの法律は、県または各市町村長が管轄し、わなで防除する場合は必ず自治体の窓口にご相談するとされております。

そこで、1点、本町には、標茶町鳥獣被害防止計画があり、対象鳥獣にミンクを追加し、対策を講じてはどうかと思いますが、伺っておきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 10番・田中議員の「野生ミンク被害について」のお尋ねにお答えいたします。

現在、北海道に生息するミンクは、1950年代から毛皮用に海外から導入されたものが野生化したものと言われており、詳しい生息数などは調査も行われておらず、わかっていませんが、生息域は全道に広がっており、本町においても生息が確認されていることは、議員もご案内のとおりであります。

次に、ミンクによる農林業被害額の推移についてであります。道の調査によると、平成21

年度から23年度までの3年間で、全道で100万円、釧路管内では10万円の被害額となっており、管内の被害については、養殖魚の食害とのことでありますが、本町においては、漁業関係者などからの被害の申し出もないことから、被害なし、として報告をしているところでございます。

しかしながら、前段に申し上げたとおり、本町においても野生化したミンクは生息しており、一般家庭で観賞用に池などで飼育されているコイなどの魚がミンクに食べられるなどの被害が発生していることは十分に考えられるところでありますが、特に被害の申し出もなかったことから、これまでミンクを対象にした調査や駆除を行っていないのが現状であります。

そして、本町鳥獣被害防止計画の対象鳥獣にミンクを追加して対策を講じては、とのお尋ねについてであります。国においては、深刻化する鳥獣による農林水産業被害を防止するため、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」、いわゆる鳥獣被害防止特措法を平成20年2月に施行しております。これを受け、本町においてもエゾシカ、ノイヌ、キツネ、カラス、ヒグマを対象鳥獣とした計画を平成20年度から策定したところであります。この計画につきましては、農林水産業被害を防止することを目的とした計画であることから、ミンクを対象には、しておりません。

しかしながら、ミンクについては鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく許可捕獲、いわゆる有害駆除による捕獲が、北海道知事の許可を受けることにより可能となりますので、現に被害を受け、困っている住民に対しては、わなによる捕獲などの対応を考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

10番・田中君。

○10番（田中敏文君） 今ご説明がありまして、わなによる捕獲ができるという情報を得ましたので、実態調査により、被害額がなかったのですが、私のほうの地域、地区のほうでも、こういう被害があったということで、担当窓口にご相談して、捕獲、駆除を地域でもって窓口にお邪魔をして、今後の成果といいますか、やはり標茶町にもこれだけのミンクがいて被害があるのだということも標茶町のほうに、また、道、国のほうにもしていきたいなと思いますので、今後とも、こういうミンクの被害があったときには広報、要するに被害がありませんか、なかったですかという情報を出さなければ、被害がありましたという情報も得られないので、広報等々を通じてこういう被害状況を把握して、ミンク等の捕獲を知らしめていくべきではないかなと思いますけれども、今後の、この担当窓口としてできる、わなの手法等も広報を通じてやるべきだと思いますけれども、その辺についていかがでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） ただいま議員のご指摘になりました、被害はありませんでしょうかという広報をすべきというご指摘だったと思いますけれども、私どもとしても被害の申し出の状況等を判断して、その後の対策の必要性等々について、判断をこれまでもしてきたつもりでありますので、今後についても、そのことが、例えば全町的に必要であるという具合に、判断をされた場合には、そういった手法等も考えられるかなと思っておりますけれども、現状については、町民の皆様からご相談があった場合には、それに対応しているということでございますので、ぜひ、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 10番・田中君。

平成25年標茶町議会第2回定例会会議録

○10番（田中敏文君） 今、町長の答弁がありましたとおり、町民のほうからありましたら、そのような、わなによる捕獲を行っていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（平川昌昭君） 以上で10番・田中君の一般質問を終了いたします。

次に、9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君）（登壇） 通告に従いまして、1件についてご質問を申し上げます。

「風疹予防接種費用の助成と予防対策の周知徹底について」お伺いいたします。

風疹は、ウイルス感染症の一種で、風疹ウイルスによる急性熱性発疹性疾患、一般には三日はしかとして知られています。感染症法に基づく5類感染症に指定されて、届け出の対象ともされています。

風疹にかかった人は免疫ができて、二度とかからないと言われてきましたが、経年により免疫が低下していた場合や、がん治療などで免疫力が落ちた場合など、ごくまれに、大流行シーズンとともに再発することがあると言われております。

かつて、5年から9年ごとに大流行があり、2005年以降は急速に患者が減少していました。2012年に入り兵庫県で最多の感染となっているのを初めとして、関西、首都圏中心に本州で感染拡大し、本年5月以降、東京、大阪を中心に都市部で大流行しています。過去5年で最も多かった昨年1年間の患者数2,353人を上回り、3月31日現在で2,903人と、2008年の統計開始以来、最悪のペースとなっていると言われております。

道の発表によりますと、道内でも患者数が増加を続けていて、今年の累積患者数は4月19日時点で56人と、昨年1年間の2.6倍になっています。

また、5月には釧路保健所が、釧路管内で患者1人を確認したと発表し、今後、流行するおそれもあるとして、保健所は、特に妊娠の可能性のある女性や妊婦の家族は、早目に予防接種を受けるよう呼びかけています。

特に注意が必要なのは妊娠している女性で、妊婦が妊娠10週までに感染すると90%胎児へも感染し、さまざまな影響を及ぼすと言われ、難聴や心疾患などを引き起こす先天性風疹症候群になる恐れもあるとして、大きな問題となっています。

特効的な治療法はなく、最も効果的な予防法はワクチン接種と言われていますが、本町で実施している任意の予防接種に係る費用は麻疹・風疹混合で9,450円、風疹は5,540円と高額です。

このような状況を踏まえて、妊婦を守るため、また子供を産みたいと希望している女性とその家族への支援として、予防接種費用の助成をしては、と考えますが、いかがでしょうか。

予防接種は2回することになっています。2007年に10代から20代を中心とした年齢層で麻疹が流行し、多くの学校が休校の措置をとるなど社会的な問題となっておりました。

このため、過去に麻疹の予防接種を1回しか受けていない年代に対し、平成20年4月からの5年間、2回目の予防接種を受ける機会が設けられました。しかし、接種率がよくなかったとも聞き及んでおりますが、本町はどのような接種状況であったのか伺います。

また、風疹を予防し、安心して出産できる環境をつくるため、広報はもちろんのこと、例えば、婚姻届受理の際や、母子手帳交付時などの機会にチラシを配付するなど、定期接種を含め予防対策の周知徹底を図る必要があると考えますが、いかがでしょうか、伺います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

平成25年標茶町議会第2回定例会会議録

○町長（池田裕二君）（登壇） 9番・鈴木議員の「風疹予防接種費用の助成と予防対策の周知徹底を」のお尋ねにお答えいたします。

議員ご指摘のように、風疹につきましては、風疹ウイルスによって起こる急性の発疹性感染症で、特に妊婦、免疫のない女性が妊娠初期に感染すると、生まれてくる赤ちゃんに難聴、心疾患、白内障、精神や身体の発達のおくれ等の障害、先天性風疹症候群が出る可能性があると言われており、厚生労働省によると、平成24年10月から平成25年3月までに8人の先天性風疹症候群の患者が報告されております。

平成24年は、2,353件の報告数があり、平成20年から全数報告が義務づけられてから、最多の件数となりました。平成25年は3月末時点で、既に、昨年の報告数を上回り、首都圏と近畿地方での報告が多く、患者の7割は男性で、うち20歳代、40歳代が8割を占めております。

北海道でも昨年の報告数の21件を上回り、5月第4週で77件と昨年の3倍強に達している状況にあり、釧路保健所管内では、5月第2週に1件の風疹発生が確認されております。

なお、本町での発生の報告はありません。

風疹の予防方法については、ワクチン接種が有効とされております。本町の平成24年度の麻疹・風疹接種状況につきましては、第1期、1歳から2歳に至るまでの間にある者は100%、第2期、幼稚園・保育園の年長児の年齢は、98.8%となっております。

また、第3期及び第4期につきましては、平成19年以降、10代から20代の方を中心として全国的に麻疹が大流行したことから、麻疹の撲滅を図ることを目的として、過去に1回しか予防接種を受ける機会がなかった年代の方に対し、2回目の接種機会が設けられ、平成20年度から5年間、第3期、中学1年生、第4期、高校3年生に相当する年齢に追加で麻疹・風疹の接種が行われ、平成24年度の麻疹・風疹接種状況につきましては、第3期は97.4%、第4期は94.7%となっております。第3期、第4期につきましては、年度当初に、対象児へ個別通知を行い、6月末までに未接種であれば葉書きを送付、冬休み時点で未接種であれば訪問・電話で勧奨を行い、連絡がつかなければ養護教諭に協力を依頼し、保護者に働きかけてもらうなどできる限りの対応を行ってきたところであります。

また、予防対策の周知につきましては、婚姻届時の際に、住民課町民係の窓口で、風疹の流行に対する予防として麻疹・風疹ワクチンの接種をご検討いただくチラシの配付を行っております。

「予防接種費用の助成をできないか」とのお尋ねですが、風疹のワクチンの接種費用につきましては、現在、主に流通しているのは麻疹・風疹の混合ワクチンとの状況もあり、1万円を超える単価となり、個人負担も大きくなると考えられることから、経済的負担を軽減するため、接種費用の一部助成を図り、先天性風疹症候群の発生を防止し、町民の皆さんが安心して赤ちゃんを産める環境づくりを検討してまいりたいと考えております。

また、助成制度の開始時期についても、風疹の流行期は春から夏にかけてと言われておりますので、早急な対応ができないか関係機関と調整を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 正直言って、検討して下さるという答弁を期待していなかったもの

ですから、大変うれしく思っております。時期等々についても早急に検討していただきたいというふうに思いますが、広報の周知徹底ということで、窓口において広報活動していらっしゃるということで、正直言って私、窓口まで確認しませんでしたので、申しわけなかったというふうに思いますが、ただ、マスコミ等々で4月、5月、6月、風疹についてかなりの報道がなされておりました。その時期に町広報の4、5、6月分を見ましても、この流行について載っていなかったということで、私は非常に残念に思っておりました。昔の広報でしたら、誌面が一括されていなくて、当時、ピンクの紙で、今の健康推進係のほうで出していた「あおぞら」でしたか、という広報で、町民に対して健康推進を呼びかけていたということがありましたが、今は広報が全て1つになっていますから、そういう情報が載っていなくて、非常に残念だなと思いますが、今後、ぜひ健康に関して広報を十分に活用していただければというふうに思うのですが、風疹・麻疹を問わず大流行の恐れがあるというマスコミ報道なり、あるいは保健所等からの通知等が来たときに、速やかに広報でPRをしていただきたいと思いますと思いますが、その点伺いたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） ご進言のように努力してまいりたいと考えております。

○9番（鈴木裕美君） ありがとうございます。

終わります。

○議長（平川昌昭君） 以上で9番・鈴木君の一般質問を終了します。

次に、12番・深見君。

○12番（深見 迪君）（登壇） それでは、質問したいと思います。

1点目は、介護サービスの向上、要介護度改善のため、介護報酬の助成をしてはどうかという、これは一つの私の提言でありますので、そのように聴いていただきたいと思います。

現行の介護保険制度では、介護スタッフが本来の介護理念に基づき、高齢者の自立を支援するという当たり前の介護を進め、その成果として要介護度が改善されれば、介護報酬が下がるという状況にあります。介護員を初め、介護スタッフが当然の努力をし、その結果、介護度が改善される、つまり、自立に一步進むということですね。こういうことになれば、逆に介護報酬は下がって、介護事業所にその報酬が入ってこないというようなことが起きるわけでありませぬ。

こういう介護保険制度の状況は、非常に矛盾していると思うのですが、その点について、まず1点目、伺いたいと思います。

それから、介護現場での自立を支援するための努力の結果、成果が上がり、介護度が改善されれば報酬が下がるというのは、今言ったように矛盾であると思うのですが、これでは利用者の介護度改善のため、様々な工夫をし、懸命に努力している介護スタッフのモチベーションは下がるのではないかと思います。それで、標茶町としては、介護度を改善する努力を事業所が行い、その結果、成果が上がれば報酬が下がるのではなく、介護度を改善した事業所には、その成果に見合う報酬の助成を行う制度をつくり、より一層介護サービスの向上を図ってはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 12番・深見議員の「介護サービスの向上、要介護度の改善の

ため、介護報酬の助成をしてはどうか」についてのお尋ねにお答えをいたします。

介護保険制度の現行制度におきましては、あくまで介護保険サービスを受けるためには、介護が必要な状態かどうか、介護の手間のかかり具合、要介護度はどの程度なのかという判断により介護度を判定し、それに見合う報酬体系となっており、当然ですが、介護度が高い方と低い方が一律の報酬とは、なっておりません。

介護サービスを利用される方の状態により、それに見合う必要なサービスの報酬体系をということで理解をしております。

次に、介護度を改善した事業所に、その成果に見合う報酬の助成を行い、介護サービスの向上を図っては、とのお尋ねですが、議員ご指摘のとおり、現行制度では、介護度が改善されることにより事業者側の報酬は下がるという矛盾については、認識しているところであります。厚生労働省の2012年度の介護報酬制度改定では、成功報酬制度を検討した経過がありますけれども、施設や利用者の、代表者の間での意見がまとまらず断念をし、今後の課題として先送りしている状況にありますので、これらの動きを注視するとともに、現状の町負担と、介護度が改善された場合の町負担の差額がどのような状況となるかなど、分析には若干の時間を要しますが、実際のシミュレーションを行い、費用負担の研究を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） このシステムの矛盾については、そのように認識されているということなので、意見が一致していると思います。

それから、町負担との関係について、もう一度といいますか、新たにシミュレーションをつくってどういう状況になるかということについては、取り組んでいきたいということなので、それはそれで、かなり前向きなご答弁だというふうに思うのですが、一言付け加えますけれども、ヘルパー憲章というのがあるんですね。その憲章の中には、標茶町の条例の中でも包括支援センターなんかでも、それは、うたわれていることなのですが、そういう介護事例に基づき、もともと、介護というのは自立を支援するということですから、ただ単純にお世話をするということではなくて、その方の自立を支援するということですから、自立支援が適切に行われて介護度が下がるということは、町がまさしく言うように、高齢者が「住み慣れた地域で尊厳ある生活を継続することができる」という町の理念にも合致することなのです。

それで、この介護度の改善というのは、一般的には介護サービス勘定における町の持ち出しも、さっきシミュレーションの話が出ましたけれども、少なくなると思うのですが、ぜひ、その取り組みをしていただきたいと思っておりますし、私が提案した、介護度が改善されれば介護報酬が下がって、今、標茶町は民間の事業所にも大いに頼っている部分があるわけですが、介護報酬が下がって民間の事業サービスがかなり厳しいものになっていくということも現実にあると思うのです。これは、高齢者保健福祉・介護保険事業計画の第5期にも、るる記されているところなのですが、「要介護状態にある高齢者に対し、できる限り地域の中で安心して生活ができるように在宅サービスや施設サービスの充実を図る必要がある」と目的の中でうたわれています。この充実を図るためには、今、民間の業者に、事業所に頼っている部分が結構多いと思うのです。そういう意味でも、今、私が提案した問題について考えていただきたい。

現実に全国的には、やっているところがあるのです。介護度が1度下がったら、介護事業所に入る収入が、ここの試算では約2万2,000円入ってこない、だから、ここでは2万円、その事業所にお金を出してやるのです。これは、東京の品川区の話なのですが、そういうのが日経新聞に記載されているのを読んだことがあるのですが、こういう形で、ぜひ、介護問題についても考えていただきたい。

このことについては、町としても、こういう措置について一考する値があると思っているのですが、その辺、どのように捉えていただけたでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

基本的な考え方として、介護報酬について、一自治体が対応するということが制度としていかなものかなというのは、私自身考えております。ただ、本町の場合に、実態としてこういうことをやった場合にどういった状況になっていくか、町の財政負担が減ることによって事業者さんの経営がどうなるか等々については、個々の事情があろうかと。そういったことをシミュレーションをして、研究をさせていただいた上で、今後どういう形にするか。基本的にはこれは大もとの制度そのものの、やはり、考え方を変えていただくということが、私は必要だと、そのように考えておりますので、ぜひ、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 後段、町長が述べられた介護保険制度、国の制度のあり方についてのご答弁ですが、私も、全く、そのとおりだと思います。ただ、緊急に、今、足りない部分、もう高齢化が物すごい勢いで進んでいるわけで、その点について、ぜひ、シミュレーションをやっていただいて、見通しをつけていただきたいな、ということをお願いして、次の質問に入りたいと思います。

2つ目の質問ですが、国の公共事業の労務単価、これが各地で違いますけれども、平均して16.3%の大幅引き上げが行われたわけです。この部分を公共事業の労務単価に反映してほしいという趣旨の質問であります。

国は、公共事業設計労務単価の16.3%、大幅値上げを行いました。公共工事設計労務単価は、公共工事の積算に用いる単価であり、公共工事に従事する建設労働者、職人の労務費の算定の根拠となるものです。今回の大幅値上げにより、各事業所で働く人たちの賃金の引き上げ、社会保険加入の促進が期待されますが、実態はどうですか。

大幅値上げの狙いに即した、町の指導・要請を行うべきと考えますが、いかがですか。

3点目に、町内業者の仕事確保のため、下請等についても、極力、町内業者に仕事が行くように入札要件に入れてはどうでしょうか。

また、入札には建退共（建設業退職金共済）の加入が条件で、町の見積もりにもその費用は含まれていると思います。この建退共の加入に要する費用は、下請業者にも人口数分が下ろされなければならないのは当然だと思いますが、下ろしていない実態はありませんか。

これは、大手の業者の話なのかなと思いますが、ネットのオークションに建退共の証紙が出されているのです。こういう実態もあるので、ぜひ、建設業界、その他で働く人たちが、きちっと保障されるような指導を行政はやっていただきたい。

国の言っていることは、下請については努力義務みたいな言い方をしているのですが、努力

義務というのは、国語的に言っても、やるように努力しなさいということなので、そういう点で町の見解を伺いたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 12番・深見議員の、「国の公共事業労務単価の16.3%の大幅引き上げを町の公共事業労務単価に反映させよ」とのご質問にお答えをいたします。

本年3月29日、国土交通省と農林水産省において、平成25年度の公共工事設計労務単価が公表され、道内主要12職種平均では、16.3%の大幅上昇率となりました。

同日付の国からの要請文書によりますと、単価上昇の経緯につきましては、建設投資の大幅な減少に伴って、ダンピング受注が激化し、そのしわ寄せが建設労働者の賃金低下をもたらし、若い技能者が減少するとともに高齢化が進展をしている。

ここで適切な対策を講じなければ、将来の災害対応やインフラの維持・更新にも支障を及ぼす恐れがあることから、他産業と比べ、給与水準が低くなっている建設労働者の、適切な給与水準の確保と、最低限の福利厚生であり、法令により加入義務のある社会保険加入の徹底を図ることが必要である。

こうした諸事情を踏まえ、今年度の公共工事設計労務単価については、必要な法定福利費相当額、本人負担分を反映させて、設定された結果とのことであります。

本町の現在までの対応についてでございますが、国からの改定単価の早期適用の要請に基づきまして、新年度発注工事について、改定単価での積算に、既に、対応しております。

お尋ねの1点目、「各事業所で働く人たちの賃金の引き上げ、社会保険加入の促進が期待されるが実態はどうか」とのご質問についてでございますが、社会保険につきましては、本町の指名業者で、加入義務のある業者は以前から加入済みであることを確認しております。

また、賃金の引き上げにつきましては、この労務単価が積算基準単価であり、労務者への賃金に反映するかは、事業者に委ねられている性格上、会社の経営実態が労務賃金を上げられる環境にあることが必要と思われませんが、今回の引き上げが、技能継承を通じた建設産業の持続的発展につながるよう、国からの要請は、全国の建設業団体へも既に通知されておりますし、今後、国が実態調査の上、翌年度の単価改定に反映させることも業界に通知されておりますので、業界が国の趣旨を理解し、適正な賃金水準確保に向け、努力されるよう期待するものであります。

2点目の「町の指導・要請を行うべき」とのご質問でございますが、4月開催の、建設工事の説明会議での情報提供に加え、入札時に国から町への要請内容について説明をし、周知徹底を図るとともに、今後、想定される実態調査等への協力も要請したところでありますし、指導につきましても、必要に応じ対応してまいります。

3点目、「下請等についても極力町内業者に仕事が行くように入札要件に入れてはどうか」とのお尋ねですが、下請契約につきましては、下請工事の内容で所有機械や技能者レベルによって効率性、経済性など、様々な条件のもと、選択判断されるものであることから、受注者が選択することが原則であると考えております。

しかしながら、依然として厳しい町内経済の中で、これまで受注業者に要請しております資材の町内購入努力に加え、下請の町内選定も、折に触れ要請をしております。

これらの要請に対し、業界側も一定の理解を示しながら、努力されている感触がありますこ

とから、現時点で入札要件にすることは考えておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

4点目、「建退共証紙が下請まで交付されていない実態はないか」と、「ネットオークションに建退共証紙がかけられている実態もあるかどうか」とのお尋ねにお答えをいたします。

公共工事の確認事務として、契約時に建退共掛金収納書と下請計画書が受注者から提出されます。

完了時には、元請と下請が確認した建退共証紙の添付実績が報告されておりますことから、本町で下請への交付が意図的にされていない実態や、ネットオークションにかけられているものはないと考えておりますが、今後、さらに確認事務に留意をまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） なかなか難しい問題だと思います。その中で、町も懸命に努力はされているのだと、今のお話の中でそう感じます。

ただ、依然として建設業で働く労働者というのは、特に昨今、現場や事業所を頻繁にかえながら働いていることが多いのです、事業所ごとの対応では、十分な適用が受けられないことが多く、特に退職金については、終了期間の問題などから、個別企業ごとの支給対象とはなりにくいという側面があるのではないかと思います。

建退共などは、このような問題点を解消し、建設現場で働く労働者や、一人親方の皆さんにしっかりと退職金が支給されるように、国によって設立された退職金制度なのです。これが末端にまで、きちっと行き渡るようなことを、ぜひ、お願いしたいと思います。

私は今回、アベノミクスが、全部だめだと思ったのですが、これは、いいかなと評価しているのですが、この労務単価の2桁台の大幅引き上げというのは、実に十六、七年ぶりなのです。よほど思い切った行政指導をしたなと思います。

ただ、労務単価というのは、職人の基準賃金となるはずが、実際はそうになっていない、先ほどの答弁の中でも、何かそれが少し感じられるような……。だから、重層的な下請構造のもとで、中抜き状況になり、低い賃金になっているのではないかという、それを何とかしようということで、今回、この2桁台の大幅引き上げというのが行われたと思うのです。

それで、再度お伺いしますが、先ほど、受注者が選択するのが原則なのだとおっしゃいました。けれども、町の指導といいますか、要請の中で、業者の皆さんが努力しているなという感触があるのだと、町長はおっしゃいましたが、抽象的でよくわからないので、もうちょっと詳しく説明していただけますか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えしたいと思いますけれども、どのようにお答えをすればいいのか、ちょっとわからないのですが、国の意向を受けて、発注時にそういったことを遵守いただきたいとお願いしております、業界さんのほうからも、努力している、努力します、というお答えをいただいておりますので、それ以上のことにつきましては、どういった手法がとれるのかということに関しては、かなり限界があるということも、ぜひ、ご理解をいただきたい。そういった意味で、例えば説明会をしたときに、明らかに、批判であるとか反論であるとか、そういった雰囲気には決してないということであると、ご理解をいただいているなど、判断を

しておりますし、具体的に明らかに、こういった事例があります等々の報告等もないわけでありますので、業者の皆さん方は十分理解されていると判断をしております。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 4月からですので、今、業界から努力するという、そういう姿勢が、言葉があったということと、それから、批判や反論がなかったということですので、これは、今後のいい結果を待ちたいと思います。

3つ目の質問に入りたいと思います。

3つ目の質問は、「米海兵隊移転訓練のブリーフィング」、この矢臼別の公開訓練に行きますと、英語がべらべら出てくるので、よく私もわからないのですけれども、町長は、詳しいと思うのですが（笑い声）、ブリーフィングとは、簡単な説明です。それから質問、今までは説明があり、質問に答えてくれていたのですよ。自衛隊の食堂の中で行われて、なぜか、わからないのですけれども、入れ立てのコーヒーや、自由に食べてくださいということでケーキがいっぱい出てくるのです。今まで、そのブリーフィングを受けていたのですが、今回、それを中止するという事だったのです。

私、質問の初めに申し上げたいのですが、今回、沖縄駐留米海兵隊による矢臼別演習場での実弾射撃訓練で155ミリりゅう弾砲の誤射事故が起きました。国道から700メートル、町道から50メートルの地点に着弾したと報道されていますが、誤射により着弾した地点は、国有地でありますけれども、付近の農家の採草地でもあり、山菜採りの住民が出入りする場所と聞いています。事故が起きた11日は、公開訓練の最中で、役場の人に連れて行ってもらったのですが、同僚の田中議員や長尾議員も一緒でした。まさに、説明を聞いた直後に、その事故があったのです。野火の話があったりして、安全に万全を期しますと言った後に、撃った弾が安全でなかったのです。

今回、この問題について質問通告していませんから、明確な答弁ということは要求しませんが、もし、関連して触れることができれば触れていただきたいと思います。

それでは、通告に基づいて質問いたします。

沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散・実施が今年で16巡目を迎え、矢臼別演習場においては米海兵隊の13回目の訓練となります。今回の訓練実施に当たっては、前回まで行われていたブリーフィングの実施はありませんでした。前回は、一般住民も参加し、極めて不十分な内容でありましたが、ブリーフィングが行われました。ブリーフィングは、訓練情報を一般住民、報道機関、自治体などが共有できる大切な機会だと考えますが、町長はこれについてどのようにお考えでしょうか。

また、今回、北海道防衛局からブリーフィングを行わないという連絡について、どのような説明がありましたか。

2つ目、道と地元4町で構成する「矢臼別演習場関係機関連絡会議」が行う北海道防衛局に対する要望は、重要な意味を持つと考えます。地元への訓練内容の説明は、要望として出されていましたか。

3つ目、前回、前々回の訓練では野火も発生し、連絡会も各町長も遺憾の意を表明し、防衛局も米軍も二度とこのようなことがないようにすると約束しました。今回の訓練は、既に始まっており、今後、事故の可能性も考えられます。と思ったら、起きてしまったのです。訓練後

には、報告とともに質問を受け回答することが、住民の安全のため重要と考えますが、いかがですか。

訓練終了後にブリーフィングの時間設定をするように、町として要望していく必要があると考えますが、どうですか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 12番・深見議員の「米海兵隊移転訓練のブリーフィングを実施するよう要求すべきではないか」とのお尋ねにお答えをいたします。

1点目の、ブリーフィングは訓練情報を共有できる大切な機会だと考えるがどうか、とのお尋ねですが、ブリーフィングにつきましては、議員同様、射撃訓練に対する住民の不安や懸念を解消するための大切な機会であると考えております。

2点目の、今回、北海道防衛局からブリーフィングを行わないという連絡について、どのような説明があったのか、とのお尋ねにお答えをいたしますが、北海道防衛局からは、ブリーフィングを行わないとの連絡ではなく、4月26日に、今回の射撃訓練のブリーフィングは、訓練公開と同日に行いたいとの米海兵隊の意向があるとの、口頭による説明があったところであります。

3点目の、北海道防衛局に対し、地元への訓練内容の説明を要請しているのか、とのお尋ねですが、矢白別演習場関係機関連絡会議として、5月30日に行った北海道防衛局への要請で、例年どおり住民の不安や懸念を解消するために、訓練内容の事前説明や訓練の公開を行うよう求めています。

4点目の、訓練終了後にブリーフィングの時間設定をするよう、町として要望していく必要があると考えるがどうか、とのお尋ねですが、町に対しては、全ての訓練終了後、北海道防衛局の現地対策本部から射撃訓練についての報告がありますし、今回の訓練公開では、射撃訓練の前と後に質疑応答の時間が設定されていたこともあり、現時点では、訓練終了後のブリーフィングの設定を求める必要があるとは、考えておりませんので、ご理解を賜りたいと思います。

ただ、どんな状況におきましても、安全の徹底に万全を期していただきたいという思いは変わりませんので、機会あるごとに申し入れをしたいと考えておりますから、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 公開訓練の場で、質問も受け、説明もするということが、それは、私たちも聞いていました。ただ、個別にやるのです。一堂に会して、質問やあるいは説明を共有した形で行うような従来のブリーフィングとは、内容が全然違うのです。だから、ぜひ、ブリーフィングを再開するように要請していただきたいと思います。

ブラウン中佐でしたか、名前をちょっと忘れたのですけれども、あの方が説明したのは、なぜ、ブリーフィングを中止したかということは、日本語的に平たく言えば、「もう13回目だからいいしょ」という言い方なのです。そういう言い方が第1点です。いいわけないのです。それは、今回の事故で証明されたわけです。

それからもう一点は、これも、私は、びっくりしたのですけれども、訓練の安全性を確保することに集中するためにブリーフィングをやめますという中止の理由を言ったのです。

平成25年標茶町議会第2回定例会会議録

全然、意味がわからないのです。訓練の安全性を確保することに、自衛隊さんの力も含めていろんな力を集中するために、ブリーフィングをやめると……。全然、これについては、意味もわからないし、実際の事故でも、それは、全然、おかしな説明だったと思うのです。

そういう意味を含めて、町長も先ほど大切な機会だと考えると、ご答弁されましたけれども、ぜひ、ブリーフィングについては、今後行うように強く要請していただきたいと考えるのですが、いかがでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

矢臼別演習場関係機関連絡会議として、毎回、申し入れをしております。その中で、ブリーフィングについては要請をしております。そのことについては、これからも変わりはないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 最後の質問です。訓練終了後、私は質問の中で、ブリーフィングの時間設定をするように、要請するべきではないかと言ったのですが、町長のほうからは、局からも報告が事前、事後にあるので、考えていないというご答弁でした。しかし、今回の重大事故を考えても、やっぱり、ブリーフィングについては、特別に、今回は、移転訓練が終わった時点で、あるいは、その途中で、ブリーフィングを改めて行うということについても要請していただきたいと思うのですが、その点は、最後にいかがでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

現時点では、考えていないというお答えをさせていただきます。これは、一つの町でどうこうという問題でなくて、矢臼別連絡会議として、これまでも共同の行動をとってきております。この事故の件に関して、今年度の公開に関しましては、現時点では、終わったとは考えておりませんし、また、明日、防衛省のほうに知事と要請に行くということになっております。そういった中で、どういった形になるかについては、現時点において、こうするという事は、明確には申し上げられませんということも、ぜひ、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） これから大切な動きがあると思いますので、その動きについて、事後の報告、そして、できれば、今回の問題について、連絡会の中だけではなくて、広く、関係周辺の住民に説明をする機会をつくっていただくことを、強く要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 以上で12番・深見君の一般質問を終了します。

次に、11番・熊谷君。

○11番（熊谷善行君）（登壇） 私からは、1つ目に「本町の公式ホームページの充実について」お伺いします。

平成23年12月の定例会で、移住に絡んだ部分を質問させていただきました。町の総合計画基本計画にも、第3章第1節の中で「高度情報化への対応」では、「町ホームページの充実を努め、移住などの情報としての不動産ネットワーク、官公庁オークションなど、多様な情報の提供を進めます」とあります。

平成25年標茶町議会第2回定例会会議録

私は、個々の町民それぞれが、他の地域を訪問したり、ビジネス取引関係や出張などの機会があるごとに、本町の近況や情報を発信して、ある意味では、我々も町のセールスマンであったり、広告塔になることが非常に重要であり、それらが活性化に大きな役割を果たしていくと考えています。

公式ホームページについては、個々の町民が発する情報を補ったり、正確な情報として提供していくためのツールとして、非常に重要なものであると考えています。

また、企業においては、ビジネス活動を補完するツールとして、サイトの更新やリニューアルは必要不可欠となっています。

ただ、企業ビジネスと、町とは、また違いますけれども、町においても、いろんな情報を的確に発信する部分は多いと考えています。

については、さきの質問以降の、本町の公式ホームページの検証、今後のリニューアルや更新などの計画について、お伺いいたします。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 11番・熊谷議員の「本町の公式ホームページの充実について」のお尋ねにお答えをいたします。

本町のホームページにつきましては、議員ご案内のとおり、平成8年の開設以来、数度のリニューアルを行いながら、現在のホームページへと至っております。

近年はインターネット回線の高速化や、インターネットがより身近なツールとなり、加えてスマートフォン等の携帯端末の多様化により、情報受発信のあり方が大きく変わろうとしているところであります。

本町ホームページの充実につきましては、情報発信力が高いと言われる自治体の内容や構造、情報の質などを検証するとともに、町ホームページへのアクセスや内容に対する分析、検証などを進めてきたところであります。

これら検証、分析の結果を踏まえ、配色、類似情報の集約など、次期、町ホームページリニューアルに向け、住民がわかりやすい表現手法、探しやすい情報の配置、さらに内容の拡充を図りながら進めていく考えでございます。

なお、リニューアルに向けた作業につきましては、既にプロット版の作成を始めているところでございますが、全面改修となり、修正が必要なファイル数は、約2,000ファイルと膨大であることから、今年度末を目途に、一部公開できるよう取り組んでおりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

11番・熊谷君。

○11番（熊谷善行君） 最後に、本年度末をめどに進めているということで、確かに情報量が2,000ファイルと大変な情報でございますので、修正処理が大変だと思いますけれども、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。私、手元に、うちの町のウェブサイトのトップページを持ってきたのですが、それと他町村のものをいろいろ見比べているのですが、我々も、どんどん高齢化してきますので、文字が小さくて、文章だらけなものですから、例えばクリックしていくにも非常に気をつけていかないと、間違つて違うところを開いたりするのですが、そういう意味では、目で認識できる絵的な部分、そこから入っていけるような工夫も、必要ではないかな

と思います。そういう意味では、情報に触れる最初のきっかけが非常に大事だと思いますので、その辺も含めて、ぜひ、良いウェブサイトをつくっていただきたいと思います。

昨日から、岩手県議の問題で、ブログの関係では、いろいろ話題になっておりますけれども、ほかの町村では、町長のウェブ、ブログサイトやフェイスブックなどがあるので、うちのサイトに、そういうのも1つあったらいいのかなと考えています。

それから、結構、各町村でやっているのですが、ウェブサイトに地元企業のバナー広告を載せています。これは、他から、本町のウェブサイトに入ってきたときに、企業としても、そこで見ていただけることによって、非常に効果がある場合がありますので、そういうことも、ぜひ、組み入れていくようなサイトづくり、それと、先ほど申しましたように、まず、目でいいなと思う感じで入っていける、それから、目で各セクションを選べるような、そんなことも、ぜひ、考えていただきたいと思います。

それらについて、再度、お伺いします。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 貴重なご提言だと思いますので、ぜひ、参考にさせていただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 11番・熊谷君。

○11番（熊谷善行君） ぜひ、よいウェブサイトができて、本町のサイトをいろんな人が見て、特に移住関係については、力を入れていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

では、次の質問に移らせていただきます。

「災害時における避難所施設の整備状況について」ということで、本町においては、災害時における避難所施設として35カ所の指定がされております。これは、ハザードマップから拾わせていただきました。ただ、既に学校が閉鎖になったりしている部分もありますので、数が少し違うかなと思いますが、それら指定施設について、大規模な施設は新築や耐震改修等がどんどん行われておりま、良くなっていると言ったら変ですが、改修と合わせて一斉整備されていると思いますが、他の施設についての、今後の整備予定をお尋ねをしたいと思います。

次の4点についてお尋ねをしたいと思います。

1つ目は、施設におけるライフライン、特に非常用発電機の設置計画、それから、上下水道の管理、今年度は非常用発電機設置の予算組みは、されていたように記憶しております。

2つ目として、建築後、築年数が経過している施設、特にトレーニングセンターですが、これは、教育委員会の所管かと思いますが、当然、築年数が経過すると設備等が傷んでいきますので、改修が必要になってきます。それらに伴ってどのような更新をする、または、避難所施設としての整備を考えているのかお聞きします。

3つ目ですが、小規模施設、これはコミュニティハウスとか集会所、会館でございます。これらは、各地域会や町内会が管理しているものでございますから、特に、町から、これを行えということはないと思いますが、どのような避難所施設としての機能を持たせるための整備計画などを考えておられるのか、お聞きをしておきたいと思います。

4つ目として、現状、災害時における水、食料、その他暖房器具等いろいろな備蓄があると思いますが、それらの備蓄状況についてもお伺いしておきたいと思います。

以上4点についてよろしく申し上げます。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 11番・熊谷議員の「災害時における避難所施設の整備状況について」のお尋ねにお答えをいたします。

災害が発生し、または、発生する恐れがある場合において、住民の生命または身体の保護をするために、標茶町地域防災計画において、安全な場所への避難の勧告や指示を行うとともに、状況により避難所の開設実施するための計画を定め、町内においては、一時避難場所として14カ所、避難所33カ所、福祉避難所1カ所を指定して、非常時対応できるよう備えているものであります。

初めに、施設におけるライフラインの確保についてであります。上下水道の断水復旧作業等の対応につきましては、標茶町地域防災計画における災害応急計画及び「応急給水対応マニュアル」等での迅速な復旧及び給水ができるよう、体制整備をしております。

また、停電時対応につきましては、昨年、町内レンタル会社2社と「災害時レンタル機材優先供給の協定」を結び、災害時における避難所の運営上必要な電源や暖房機等、物資確保を図ることとしており、加えて町避難所備蓄整備の中でも、年次的に非常用発電機整備を行う予定であり、本年度、2基導入することとしております。

最終的には、平成28年度までに、各公民館単位を初め、福祉避難所や最終避難所への整備を計画しております。

2点目のお尋ねであります「建築年数が経過した施設の設備整備について」であります。避難所における耐震化の状況は、標茶町耐震改修促進計画による計画的改修を実施した結果、現在、耐震性のない施設は、学校では屋体2施設のみ、公民館等は本年度改修を終え、地域集会所にあっても1カ所を残すのみであります。今後、引き続き耐震化を初め、日ごろより設備等点検を行うとともに、必要に応じて整備を進めていく予定であります。

3点目のお尋ねであります「小規模施設への整備予定」であります。地域避難所としてコミュニティハウス等について、災害発生後の安否確認等や初動活動の中心的な拠点として位置づけられており、大半の管理が自治組織であるため、災害に備えた自主防災の取り組みとして、日ごろより設備等点検をいただくよう、自主防災組織設立依頼とともに呼びかけを行っているところであります。

4点目のお尋ねであります「非常用備蓄品の備蓄状況について」であります。非常用備蓄パン、全町人口の10%の3食分相当分、非常用備蓄水は500ミリリットル2,000本、ポータブルストーブ10台、毛布577枚、水袋2,200枚などとなっており、必要に応じ補充するほか、実際に避難所開設の際には、コカ・コーラボトリングとの協定により、避難所5カ所で既存の自動販売機飲料水無料提供や、標茶町商工会との間で締結されております「災害時における生活関連物資供給に関する協定」による生活用品供給の協力をお願いすることになっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

11番・熊谷君。

○11番（熊谷善行君） 大変、十分、理解いたしましたけれども、災害というのは、いつ来るか、誰も予想がつかみませんので、常に心がけて整備していくことが重要だと考えます。

平成25年標茶町議会第2回定例会会議録

これからも、ぜひ、それらを含めて順次、整備を進めていただきたいと思います。

そういうことで、答弁は要りませんので、これをもって私の質問を終わります。

○議長（平川昌昭君） 以上で11番・熊谷君の一般質問を終了します。

次に、2番・長尾君。

○2番（長尾式宮君）（登壇） 私からは、「ちょっと暮らし事業で積極的な標茶のアピールをしていただきたい」ということで質問させていただきます。

現在、地域活性化・過疎化対策の一環として、移住・交流に積極的に取り組む市町村で構成されている「北海道移住促進協議会」も、現在では、113の市町村が参加しております。標茶もその一員でございます。

北海道総合政策部地域づくり支援局並びにNPO法人住んでみたい北海道推進会議が平成24年3月にまとめた報告書によれば、今後の課題として「潜在需要の掘り起こしと効果的な情報の発信」「現役層へのアプローチと多様化するニーズへの対応」「事務作業の広域的な連携の促進」が挙げられております。具体的には、体験者の利便性や地域交流における情報収集、受け入れ側の対応力などが、体験者側の評価のポイントとして見てとれます。

今春より、標茶町でも「ちょっと暮らし」の受け入れ態勢が整い、既に1組目の体験者が移住体験を終了されております。

現時点までの事業の推移と「ちょっと暮らし」における標茶町の今後の方針を伺います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 2番・長尾議員の、「ちょっと暮らし事業で積極的な標茶町のアピールを」とのお尋ねにお答えをいたします。

本町においても、この3月からお試し暮らし住宅の受け入れ態勢が整い、1組目は単身男性の5月から6月にかけての1カ月間の利用、現時点では、半月間のご夫婦の利用状況となっております。

この後につきましても、3組の利用申し込みをいただいております、順調なスタートとなったところでありますし、利用者からいただいた感想では、大自然に隣接した生活環境、魅力ある温泉、ロケーション、住宅設備、ともに点数が高く、満足とのお声をいただき、うれしく思っているところでありますが、利用者アンケートによるニーズの捕捉とその対応、お試し生活を楽しんでいただける、さらなる情報提供を、運営主体であります商工会青年部と連携をし、進めてまいります。

また、利用申し込みを含め、38件のお問い合わせをいただき、うち25件が、昨年度参加をしました「北海道暮らしフェア東京会場」にお越しいただいた方々でありました。

本年度につきましては、北海道暮らしフェア名古屋会場並びに大阪会場に出展し、本町のPR活動を行う中から、お試し暮らし利用件数の増加、移住者の増加につなげてまいりたいと考えております。

なお、現在は、市街地に1軒の、お試し暮らし住宅の受け入れ態勢となっておりますが、今後の申し込み状況や申し込み時期などを総体的に勘案し、2軒目の整備についても検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

2番・長尾君。

○2番（長尾式宮君） 既に38件の問い合わせをいただいたということで、他県の方々から標茶町は、非常に注目されていると感じているところと、あとは、それだけの方々から、問い合わせいただいたことを大変ありがたく思っております。

私も商工青年部の一員として、お試し暮らしのお手伝いをさせていただいているのですけれども、受け入れ側の対応として、何点か、気になる部分がございます。

1つは、初期整備ということで、さまざまな備品等を準備しているのですけれども、今後、よりよい住環境を体験者に提供するに当たって、細かな整備というのが必要となってくるのではないかなと感じております。

北海道は1年のうち約5カ月、6カ月、雪のある気候条件でございます。住宅を含め冬場のちょっと暮らしの経験、その中で必要となってくる備品等が今後、考えられるかと思えます。

できれば、運営費の中で回すことのできる部分、具体的には、家賃としていただいた中から捻出できればいいのですけれども、金額によっては、それだけでは賄えない部分が出てくるのではないかなと感じております。

もう一点については、せっかく、北海道、標茶町に来ていただける中で、先ほど熊谷議員も申しておりましたけれども、今はネット社会ですので、ある程度のことは、ウェブサイト調べてから来られる方が多いのではないかなと感じております。ただ、実際に住んでみて、どこに何があるのか、というローカルな情報というのは、なかなか細かくインターネットに出ていないケースがございますので、これから商工青年部として、地域の情報発信をするための冊子をつくるなり、写真入りの地図をつくってみる、そういったことを検討している最中でございます。

もう一点は、これから、いろんな意味で整備が必要になってくるという話を、先ほどもさせていただきましたが、その中、商工青年部の実情を言えば少数精鋭で動いているという現状もでございます。地域を挙げて、運営の体制というものをつくっていけないかを感じる部分もございます。今後の運営方針の中で、ぜひ、予算の部分だけでなく人的な協力も、自治体としてしていただけないかと思えます。

この3点について町長に伺いたいと思えます。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをします。

今年度から始まった事業でありますので、当初想定していなかったいろんな問題、課題が出てくると思います。それに対して、どう対応していくのかにつきましては、今後も、商工会の青年部と連携を密にして対応してまいりたい、そのように考えております。

それと、ただいま2点目の情報の提供の仕方ということで、冊子というお話がありまして、先ほどから、いろいろなインターネットであるとか、ウェブであるとか、そういったことが非常に重要だということは、今日的な状況としては、非常に理解はできるわけですけれども、全ての人がそれをこなせるわけではないので、やっぱり、アナログな提供というのは、当然、必要ではないのかなと思っております、青年部の皆様方の発想について、敬意を表したいと思います。

それから、人的な支援をとということでありましたけれども、少数精鋭でやられるということで、非常に力強く受けとめたわけでありまして。ぜひ、皆さん方のできる中で対応して、また、

平成25年標茶町議会第2回定例会会議録

何ができないか等々については、町全体として、考えてまいりたいと、そのように思っておりますので、ぜひ、これからも連携を密にして、自分たちの住むまちづくりがどう魅力的になるかということは、この町に暮らす全ての人々の課題だと考えており、前向きに取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 2番・長尾君。

○2番（長尾式宮君） 町長のお話の中で、ぜひ、若い力を存分に発揮していただきたいと激励いただきました。これからも商工青年部、いろいろなメンバーが知恵を出し合って頑張っていくのではないかと感じております。

あとは、1つお聞きしたいのは、受け入れ側としてのお話をさせていただいたのですが、体験者側のアンケートの中で、北海道としては当初、定年退職された方を主にターゲットとした、移住推進をされていたか感じております。そのアンケートの中では、割と20代、30代、これから家族を持つ方あるいは若い家庭、そういった方々が北海道への移住に対して非常に興味があるという報告がされております。具体的に一番心配というか、不安になっているのは、やはり仕事の問題であり、「ちょっと暮らし」のアンケートの中に、北海道に移り住むのはよいけれども仕事がないのではないかと心配が出ておりました。

ちょっと広範囲にわたってしまう部分なのですが、これから「ちょっと暮らし」に際して観光だけではなく仕事に対して、あるいは産業に対しての情報発信というのも考えていってはどうかと思います。

そのことについて町長、どうかお願いいたします。

○議長（平川昌昭君） 休憩します。

休憩 午前11時58分

再開 午前11時59分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を続行します。

2番・長尾君。

○2番（長尾式宮君） 質問を終わります。

○議長（平川昌昭君） 以上で2番・長尾君の一般質問を終了します。

以上をもって一般質問を終了いたします。

休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時15分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎報告第3号

○議長（平川昌昭君） 日程第6。報告第3号を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君）（登壇） 報告第3号についてご説明いたします。

本件につきましては、平成24年度一般会計補正予算第6号の専決処分でございます。

歳出につきましては、経費節約などにより不用額を生じるものについて、決算に近い形で減額補正を行うとともに、新たに追加の必要が生じたものについても措置をさせていただきました。

歳出の主な減額といたしましては、町有施設整備基金事業関係で1,454万8,000円、重度心身障害者医療費969万5,000円、自立支援介護給付訓練等給付費1,812万円、常設保育所備品購入費924万円、中小企業資金貸付金2,000万円、町営住宅整備基金工事請負費726万1,000円、学校教育施設整備基金工事請負費1,047万9,000円などであります。

他会計への繰出しにつきましては、国民健康保険特別会計で1,534万4,000円、介護保険特別会計680万円、病院事業会計負担金及び補助金で4,620万円、後期高齢者医療特別会計84万8,000円、下水道事業特別会計で820万円を減額するとともに、追加といたしましては、備荒資金組合納付金3億5,427万8,000円、財政調整基金積立金545万4,000円、町営住宅整備基金積立金で1,505万4,000円をそれぞれ追加いたしました。

一方、歳入につきましては、再精査をいたしまして、町税をはじめ、地方交付税、各種譲与税・交付金、国・道支出金、財産売払収入、寄附金、地方債などの補正を行ったところであります。

その結果、補正額は505万9,000円の追加となり、最終予算総額は、109億4,183万3,000円となりました。

なお、繰越明許費については、1本の補正を行うとともに、地方債については、最終決定額に合わせて補正を行ったところであります。

本件は、3月31日をもって専決処分させていただきました。ご承認の程お願い申し上げます。議案の1ページをお開き下さい。

報告第3号、専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

次ページです。

専決処分書（写）

平成24年度標茶町一般会計補正予算（第6号）は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

別冊の補正予算書1ページをお開き下さい。

平成24年度標茶町一般会計補正予算（第6号）

平成24年度標茶町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ505万9,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億4,183万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

平成25年標茶町議会第2回定例会会議録

算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

以下、歳入歳出予算の補正事項別明細書に従いご説明申し上げます。

28ページをお開き下さい。

(以下、補正予算説明書により内容説明のため、記載省略)

なお、2ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただ今までの説明と重複いたしますので、省略をさせていただきます。

8ページへお戻り下さい。

第2表 繰越明許費補正であります。

6款農林水産業費、1項農業費、道営草地整備事業(区画整理型)負担金(標茶東地区)で、補正前の額1,450万円に1,130万円を加え、補正後の額は2,580万円とするものであります。

次ページをお開きください。

第3表 地方債補正であります。

1 過疎対策事業補正前の限度額3億8,350万円に、虹別斜線防雪柵設置で10万円を追加し、限度額を3億8,360万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じであります。

以下につきましても同じでありますので、省略をさせていただきます。

2、地方道路等整備事業、補正前の限度額2億4,740万円から、ふるさと農道緊急整備で50万円を減額し、限度額を2億4,690万円とするものであります。

3、公営住宅建設事業、補正前の限度額5,720万円から210万円を減額し、限度額を5,510万円とするものであります。

5、災害援護資金貸付債は皆減でございます。

合計で申し上げますと補正前の限度額10億2,824万1,000円から500万円を減額し限度額を10億2,324万1,000円とするものであります。

60ページをお開き下さい。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書であります。

合計で申し上げますが、当該年度中、起債見込額、補正前の額10億2,824万1,000円から補正額500万円を減額し、補正後の額を10億2,324万1,000円とするもので、当該年度末、現在高見込額は補正前の額105億7,879万3,000円から補正額500万円を減額し、105億7,379万3,000円となるものであります。

以上で、報告第3号の内容説明を終わります。

○議長(平川昌昭君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

はじめに、第1条、歳入・歳出予算の補正、歳出、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

平成25年標茶町議会第2回定例会会議録

11番・田中君。

○11番（田中敏文君） 38ページの常設保育所費のなかで、器具購入費924万円ほど減額となっている部分と、児童館の運営費の改修工事請負費100万円減額になっている理由、44ページ農業水道費のなかの水質検査委託料の減額270万円分と15節工事請負費の大きな減2,662万8,000円、以上について伺いたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えいたします。

常設保育所費の備品購入費ですが、これにつきましては、さくら保育園の合築に伴う備品の購入費で、大きく分けますと厨房機器の入札結果で720万円程減額となっております。

次に、カーテンの入札結果で127万程減額になっています。それから、教師用の机につきましても、当初予算をみておりましたが、現在のものをそのまま一部使用したということで、70万円程減額となっております、合わせて924万円の減額となっております。

続きまして、児童館の運営費につきましては、工事請負費で旧幼稚園を児童館として使うための改修工事費の入札結果で、100万円落ちたということでございます。

○議長（平川昌昭君） 水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） 水質検査委託料につきましては、一つは執行残によるものと、もう一つは、毎月又は、3カ月に一回など、定期的に決められた水質検査のほかに、緊急に水質検査が必要になった場合の委託料も計上しています。それがなくなつたということで、合わせて270万円の減額ということになっています。工事請負費につきましては、受託工事がなかったということでございます。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、歳入・歳出予算の補正、歳入、一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

4番・本多君。

○4番（本多耕平君） 23ページの財産収入の関係ですけれども、ここで補正されて立木収入550万円ありますけれども、当初計画と比べて、どう捉えていいのでしょうか。24ページに出てますけれども、補正前の額が581万3,000円と、補正で508万1,000円ですけれども、約倍値売だというふうに理解してよろしいのでしょうか。どういうふうに数字を読めばよろしいのでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

今の不動産売払収入の総体の変動ということでのご質問なんですけれども、主な要因が町有林売払収入だということで、私のほうからお答えさせていただきます。

町有林売払収入、当初、歳入約1万円でみております。これは、実際に間伐等の事業を実施して、そこから出てくる材を売払うということで、不確定なため最低限の歳入予算で当初予算を立てております。今回、専決補正をさせていただくのは、年間の売払いの実績に応じてということでありまして、町有林売払収入ということで552万3,000円の増額の補正をさせてもらっております。

平成25年標茶町議会第2回定例会会議録

ここが最大の要因だということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 4番・本多君。

○4番（本多耕平君） 年度当初は、全くこの数字は計画でみることはできないと判断してよろしいのでしょうか。結果がこのようになったんだということでの表の見方でよろしいのでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 今回、実績に基づく補正とさせていただきます。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

11番・田中君。

○11番（田中敏文君） 17ページの土木使用料のなかに町営住宅使用料891万9,000円の増と従業員住宅使用料の減額58万6,000円の部分、金額が多いものでお聞きしておきたいと思います。

歳入のほうですけれども、18ページの土木費国庫補助金のなかで、臨時市町村道除雪事業費補助金の1,550万円、これは毎年入ってくるのか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 補助金の臨時市町村道除雪事業費補助金についてお答えいたしますが、制度自体は以前からあった制度でございますが、標茶町に交付になったのは過去の財政担当者にも聞いたんですが、初めてではないのか、というようなことございました。

算定につきましては、除雪費用の実績ではございませんで、降雪が多かったということで認定をされて3,100万円が基礎額になっておりまして、その二分の一の1,550万円が今年度交付になったところでございます。

○議長（平川昌昭君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えいたします。

住宅使用料の増額の内容でございます。住宅使用料の当初現計予算が8,485万9,000円を見込んでおりました。これについては、最終調定額で765万円の補正増となっております。合わせまして滞納繰越分の収入、これを当初予算では1,000円と見込んでおまして、それが最終的に126万9,000円の増ということで、滞納について収入しております。合計で891万9,000円となっております。それから、合わせまして従業員住宅分現計予算が1,266万7,000円、これにつきましては、最終調定額でマイナスの58万6,000円というかたちになってございます。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、第2条、繰越明許費の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 単純に負担金だけですから繰越明許費2,580万円という数字を出すのに負担金のほかに事業費というのが、本来、出てくるわけですけれども、それが無い訳ですから、負担金だけの繰越明許ということですが、ここで1,450万円の補正前の数字が出てて、専決で1,088万やっってるのです。そうすると2,580万円には40万円程度足りなくなるんですが、それは総事業費の精算の段階もあります。そういう絡みがあつての上だということは理解しつつも、ここに出てくる1,450万円の負担金と専決の1,088万円ということからいくと、42万円ほど

平成25年標茶町議会第2回定例会会議録

合わない、これは恐らく精算との絡みがあるっていうことは総事業費の関係では分かる。分かるような気がするんですけども、2,580万円とここに数字が出てくるものですから、そのへんをどのようにして理解をしておけばいいのか、担当は牛崎課長なわけですから課長の知る中で教えて下さい。

○議長（平川昌昭君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、3月の段階で補正をさせてもらいまして、一度繰越の話も出しておりますけれども、若干差額が出ております。それで、3月の段階で一度精算をしているのですけれども、その段階での負担金は2,227万3,000円という見込みでございました。最終的に年度末をむかえるにあたりまして、今回、専決で増額補正をさせております国の補正予算絡みの追加配当がありましたことから、再度、歳出の関係も精査いたしまして、今回の繰越明許費ということになるのですけれども、その分、差引きをするわけなんですけど、先ほど申しました2,227万3,000円に対しまして最終的な24年度の支出額が735万3,000円でありまして、残りが1,492万円となっております。そこに今回の増額補正分で1,088万円が加わりまして、最終的には繰越額を2,580万円と算定したところでございます。

○議長（平川昌昭君） 8番・館田君。

○8番（館田賢治君） そうしましたら、総事業費の精算に絡んでという理解でいいんですね。

○議長（平川昌昭君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 変動分は実績に伴う増減でございます。

ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、第3条、地方債の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本件を、承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第3号は、承認されました。

◎報告第4号

○議長（平川昌昭君） 日程第7。報告第4号を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

平成25年標茶町議会第2回定例会会議録

企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君）（登壇） 報告第4号についてご説明いたします。

本件につきましては、平成24年度標茶町一般会計補正予算第5号及び第6号で議決承認をいただきました4件の繰越明許費の繰越計算書でございます。

平成24年度歳出予算の経費うち、その性質上又は予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出が終わらない当該4事業について、予算の定めるところにより、平成25年度に繰り越して使用するものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案の3ページをお開きください。

報告第4号、繰越明許費繰越計算書の調製について

平成24年度標茶町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

次ページをお開きください。

平成24年度標茶町一般会計繰越明許費繰越計算書

6款農林水産業費、1項農業費、道営草地整備事業（区画整理型）負担金（標茶東地区）金額3,315万3,000円、翌年度繰越額2,580万円、財源内訳は一般財源2,580万円であります。

同じく道営草地整備事業（区画整理型）負担金（標茶北地区）金額250万円、翌年度繰越額250万円、財源内訳は一般財源250万円であります。

次に、8款土木費、4項住宅費、町営住宅建設事業、金額1億1,451万1,000円、翌年度繰越額5,650万円、財源内訳は、国道支出金2,267万9,000円、地方債2,370万円、一般財源は1,012万1,000円であります。

次に、10款教育費、2項小学校費、標茶小学校屋外教育環境整備事業、金額3,322万8,000円、翌年度繰越額3,322万8,000円、財源内訳は、国道支出金1,118万5,000円、一般財源は2,204万3,000円であります。

合計では、金額1億8,339万2,000円、翌年度繰越額1億1,802万8,000円、財源内訳は国道支出金3,386万4,000円、地方債2,370万円、一般財源は6,046万4,000円であります。

調製につきましては、平成25年5月31日であります。

以上で、報告第4号の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本件を採決いたします。

本件を、承認してご異議ございませんか。

平成25年標茶町議会第2回定例会会議録

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、報告第4号は、承認されました。

◎報告第5号

○議長(平川昌昭君) 日程第8。報告第5号を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

水道課長・妹尾君。

○水道課長(妹尾茂樹君)(登壇) 報告第5号についてご説明いたします。

本案は、平成24年度標茶町下水道事業特別会計予算で議決をいただきました継続費の繰越計算書でございます。本件は、標茶終末処理場の脱水機の更新工事で、平成24年第2回定例会において、日本下水道事業団との「建設工事委託に関する協定」の議決をいただいたもので、更新する脱水機や付属設備の重量が確定後、処理場管理棟の耐震照査確認に時間を要したことにより、平成24年度に予定していた支出の一部が行われなくなったため、予算の定めるところにより平成25年度に繰越して使用するものです。

以下、内容についてご説明いたします。

報告第5号、継続費繰越計算書の調製について

平成24年度標茶町下水道事業特別会計継続費繰越計算書を別紙のとおり調製したもので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するというものでございます。

次のページをお開き下さい。

平成24年度標茶町下水道事業特別会計継続費繰越計算書

2款1項公共下水道事業費、事業名公共下水道事業、継続費の総額1億6,600万円、平成24年度継続費予算現額5,000万円、支出済額及び支出予定額2,300万円、残額2,700万円、翌年度繰越額2,700万円、財源内訳は繰越金715万円、特定財源の国道支出金1,485万円、地方債500万円です。

調製につきましては、平成25年5月31日です。

以上で、報告第5号の説明を終わります。

○議長(平川昌昭君) これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、本件を採決いたします。

本件を、承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

平成25年標茶町議会第2回定例会会議録

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第5号は、承認されました。

◎議案第28号

○議長（平川昌昭君） 日程第9。議案第28号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君）（登壇） 議案第28号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、地方交通機関の確保対策事業として平成6年度導入し、磯分内線で運行しております走行距離数77万キロに達した老朽化が進んでいる現車両の更新を図るものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第28号、車両の取得について

町は、下記の車両を取得しようとする。

よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものです。

1 取得車両の名称及び数量 小型バス（26人乗）1台

2 規格及び型式 リエッセⅡ SDG-XZB51M-ZRMQY

3 取得価格 991万9,155円

4 取得の相手方 住所、川上郡標茶町字虹別原野693番地1、氏名、有限会社菊地自動車整備、代表取締役菊地茂男。

なお、入札については、配付資料のとおり6月7日町内業者6社にて執行いたしました。

以上で、議案第28号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を、原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第28号は、原案可決されました。

◎議案第29号

○議長（平川昌昭君） 日程第10。議案第29号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君）（登壇） 議案第29号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、へき地児童生徒援助等補助金により平成3年度導入し、上虹別地区を路線として運行しております走行距離数40万キロで、老朽化が激しく故障が多く、通学時の児童生徒の安全確保のために車両の更新を図るものであります

以下、内容についてご説明いたします。

議案第29号、車両の取得について

町は、下記の車両を取得しようとする。

よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものです。

- 1 取得車両の名称及び数量 小型バス（29人乗）1台
- 2 規格及び型式 コースター SDG-XZB50M-ZRTEY
- 3 取得価格 833万3,733円
- 4 取得の相手方 住所、川上郡標茶町旭3丁目3番26-2号、氏名、有限会社小林自動車整備工場代表取締役小林哲子。

なお、入札については、配付資料のとおり6月7日町内業者6社にて執行いたしました。

以上で、議案第29号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

7番・後藤君。

○7番（後藤 勲君） 今、車両2台の購入について説明を聞いたんですけども、今回のものが小型バス29人乗り833万円、議案第28号が26人乗りで990万円、相当金額の開きがあって多く乗れるほうが安くて、少ないほうが高いという、この現象はどういうことなのか教えていただきたいと思います。

管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） ご説明いたします。

路線バスとスクールバスの違いでございます。議案第28号の路線バスにつきましては、高齢者等の乗る機会が多くございまして、車の仕様がスクールバスとは少し異なっております。

違いというのがサスペンション、高齢者が多いと硬い足廻りですと乗ってるのにも苦労しますので、それでエアーサスペンションという機能付の車両を導入することになりまして、議案第29号のスクールバスにつきましては、若い子供達なものですから、多少の路面の状態が悪くても大丈夫ということで、今までもエアーサスペンション付の車は導入していないという状況で、それが金額の違いに至ったわけでございます。

平成25年標茶町議会第2回定例会会議録

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

10番・田中君。

○10番（田中敏文君） 今、課長のほうから仕様について違うという説明がありましたので、入札年月日が25年6月で2台とも同じなんですけれども、どうしても納車期限というものがずれている部分、やっぱり、その架装とかで期限が延びるのか、確認をしておきたいと思います。

管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えいたします。

納期限の違いでございますけれども、田中議員のご指摘のとおり、路線バスにつきましては車両を一旦発注して、それを改造に出すという手順になってございまして、期間的には余裕を持たせまして、この設定となっております。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を、原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第29号は、原案可決されました。

◎議案第30号

○議長（平川昌昭君） 日程第11。議案第30号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君）（登壇） 議案第30号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、工事請負契約の締結についてでございまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議決を求めるものでございます。

議案第30号、工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

1、契約の目的、茶安別市街地区地上デジタル放送無線共聴施設設置工事

2、契約金額4,767万円

3、契約の方法指名競争入札

4、契約の相手方、東京都新宿区西新宿3丁目19番2号、東日本電信電話株式会社代表取締役社長山村雅之。

平成25年標茶町議会第2回定例会会議録

議案説明資料の3ページをお開き下さい。

工事概要でございます。

地上デジタル放送電波受信点1箇所、設置場所は、八巻宅付近の町道雷別3線の敷地内でございます。地上デジタル放送電波送信点1箇所、設置場所は農村環境改善センター敷地内でございます。指名業者の状況は東日本電信電話株式会社、日本アンテナ株式会社、エヌエイチケイアイテック株式会社の3社を指名しましたが、エヌエイチケイアイテック株式会社が辞退しましたので2社で入札を行いました。入札執行日は平成25年6月7日、竣工予定日は平成26年1月31日でございます。工事は新規でございます、予定価格は5,019万円、事前公表で入札を執行いたしました。

以上で、議案第30号の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 入札なんですが、今まで地元の関係で事前公表というのはいろいろ理解をするのがあったんですが、こうやって外部業者の場合、事前公表するというほうがいいのか、それとも事前公表しないほうがいいのかという、このへんの議論は指名委員会ではどのような議論をされたのか、お聞きしておきたいと思います。それと茶安別の電波の届かない戸数は何戸くらいあるのかお聞きしておきたいと思います。

休憩いたします。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 2時49分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き、会議を続行します。

企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えいたします。

茶安別地区の難視聴地区で解消される世帯につきましては、32戸を予定しております。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） さきほど事前公表の是非と申しますか、その辺についてのお尋ねでございましたけれども、これにつきましては、特に大きな事業になりますと官製談合防止を含めまして事前公表を行うということで進めてきてましたが、町内、町外については、隔てというものは、取分け設けているわけではございません。

結果として、落札率につきましても94.97%ということで適正に執行されていると理解しているところでございます。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

平成25年標茶町議会第2回定例会会議録

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、本件を採決いたします。

本案を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第30号は、原案可決されました。

◎議案第31ないし議案第32号

○議長(平川昌昭君) 日程第12。議案第31号・議案第32号を一括議題といたします。

議題2案について、提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・島田君。

○総務課長(島田哲男君) (登壇) 議案第31号、議案第32号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

議案2案につきましては、「北海道町村議会議員公務災害補償等組合」及び「北海道市町村総合事務組合」に、新規に「北空地圏学校給食組合」が加入するにあたり、組合規約の一部を変更する必要となったものです。

この規約変更にあたっては、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により、組合組織団体の協議が必要であり、よって議会の議決を求めるため提案するものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第31号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更することに関し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものというものでございます。

次ページへまいります。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約(昭和43年5月1日地方第722号指令許可)の一部を次のように変更する。

別表第1に「北空知圏学校給食組合」を加える。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するということでございます。

次ページへ移ります。

議案第32号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について

北海道市町村総合事務組合規約を変更することに関し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものというものでございます。

次ページへまいります。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

平成25年標茶町議会第2回定例会会議録

北海道市町村総合事務組合同規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1中「空知総合振興局（34）」を「空知総合振興局（35）」に改め、「空知中部広域連合」の次に「北空知圏学校給食組合」を加える。

別表第2第9項中「空知中部広域連合」の次に「北空知圏学校給食組合」を加える。

附則としまして、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するというものでございます。

以上で、議案第31号及び議案第32号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

質疑は議案ごとに行います。

初めに、議案第31号から行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、議案第31号の質疑を終わります。

次に、議案第32号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、議案第32号の質疑を終わります。

以上で、議題2案の質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、議題2案を一括して採決いたします。

議題2案を、いずれも原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第31号・議案第32号は、原案可決されました。

◎議案第33号

○議長（平川昌昭君） 日程第13。議案第33号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君）（登壇） 議案第33号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、平成25年度以降の過疎対策事業の起債要望申請に係る標茶町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更でございます。

当該計画につきましては、平成22年度から平成27年度までの計画事業が掲載されております

平成25年標茶町議会第2回定例会会議録

が、今年度以降の町道整備事業等を追加いたしますことから計画の一部を変更するものであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第33号、標茶町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項の規定に基づき、標茶町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更するものです。

別紙、3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(3) 計画（平成22年度～平成27年度）の表中

表につきましては、左から事業名、事業内容、事業主体となっております、(1) 市町村道・道路、常盤2線改良舗装事業、町、磯分内基線補修事業、町を(1) 市町村道・道路、常盤2線改良舗装事業、町、虹別61線改良舗装事業、町、磯分内基線補修事業、町に、その他、オソツベツ幹線防雪柵設置事業、町を、その他オソツベツ幹線防雪柵設置事業、町、虹別17号線防雪柵設置事業、町に。

次ページをお開き下さい。

(5) 電気通信施設等情報化のための施設テレビ放送中継施設地上デジタル放送中継局整備事業、町を(5) 電気通信施設等情報化のための施設テレビ放送中継施設地上デジタル放送中継局整備事業、町、地上デジタル放送難視聴地域無線共聴施設整備事業、町に変更し、4 生活環境の整備

(3) 計画（平成22年度～平成27年度）の表中(4) 消防施設、消防救急無線広域化整備事業、町を(4) 消防施設、消防デジタル無線整備事業、町に変更する。

以上で、議案第33号の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 今、説明をうけまして、私たちがもらっている過疎計画書に例えば虹別61線、虹別17号線の防雪柵っていうのが、今までの計画に追加になったという理解で質問をさせていただきますが、当初計画では、虹別61線の改良舗装事業については、社会資本の総合事業の交付金事業で、確か載っていた事業かなど。その分を過疎計画のほうに持ってきたのかなど理解しているんですが、だとすれば、過疎計画に持ってきたという理由は、例えば、町自体の負担金の問題でこうなってきたのか、交付金事業も約60%ぐらいの補助があったと思うんですが、どういう解釈で過疎計画のほうに持ってきたんでしょうかお聞きしたい。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えいたしますが、過疎計画のみのかたちで答えさせていただきますが、過疎計画には登載をされておりませんでした。今回、過疎債を起すという予定で過疎計画に登載をさせていただくということで、提案させていただいております。

○議長（平川昌昭君） 8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 全くそのとおりで間違いないと思います。それでいいんですけども当初、予定していたのが、交付金事業社会資本総合整備事業、61線、その事業でなかったですかね。

平成25年標茶町議会第2回定例会会議録

だとすれば、交付金事業も60%かそのぐらいの補助というか過疎計画のほうに廻したというのは、特に理由があったのか、それを聞いているだけです。

○議長（平川昌昭君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

交付金事業につきましては、昔でいう補助金の部分が対象になりまして、その裏部分の一般財源として過疎計画のほうに載ってなかったものを、今回追加したということです。交付金は昔の補助のように交付される予定です。

○8番（館田賢治君） 分かりました。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を、原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第33号は、原案可決されました。

◎延会の宣告

○議長（平川昌昭君） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと、認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議は、これにて延会いたします。

（午後 3時04分延会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 平 川 昌 昭

署名議員4番 本 多 耕 平

署名議員5番 林 博

署名議員6番 黒 沼 俊 幸

平成25年標茶町議会第2回定例会会議録

平成25年標茶町議会第2回定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成25年6月19日（水曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 議案第34号 標茶町税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第 2 議案第35号 標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第 3 議案第36号 標茶町墓地及び霊園条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第 4 議案第37号 標茶町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第 5 議案第38号 平成25年度標茶町一般会計補正予算
議案第39号 平成25年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
議案第40号 平成25年度下水道事業特別会計補正予算
 - 第 6 議員提案第3号 議会広報調査特別委員会の設置
 - 第 7 意見書案第5号 札幌航空交通管制部存続・充実を求める意見書
 - 第 8 意見書案第6号 介護サービスから「軽度の高齢者」分離に反対する意見書
 - 第 9 意見書案第7号 精神障がい者の公共交通機関の割引制度拡充を求める意見書
 - 第10 意見書案第8号 生活保護基準引き下げと各種制度改定の切り下げに反対する意見書
 - 第11 意見書案第9号 義務教育費国庫負担金制度堅持・負担率1/2への復元「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書
 - 第12 意見書案第10号 地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書
 - 第13 意見書案第11号 平成25年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
 - 第14 決議案第 1号 「核兵器廃絶・平和の町」宣言
 - 第15 閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）
閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）
 - 第16 議員派遣について
- 追 加 議案第38号 平成25年度標茶町一般会計補正予算
議案第39号 平成25年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
議案第40号 平成25年度下水道事業特別会計補正予算
(議案第38号・議案第39号・議案第40号審査特別委員会報告)

○出席議員（14名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 松下 哲也 君 | 2番 長尾 式宮 君 |
| 3番 菊地 誠道 君 | 4番 本多 耕平 君 |
| 5番 林 博 君 | 6番 黒沼 俊幸 君 |
| 7番 後藤 勲 君 | 8番 舘田 賢治 君 |

平成25年標茶町議会第2回定例会会議録

9番 鈴木裕美君	10番 田中敏文君
11番 熊谷善行君	12番 深見迪君
13番 川村多美男君	14番 平川昌昭君

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	森山豊君
総務課長	島田哲男君
企画財政課長	佐藤弘幸君
税務課長	武山正浩君
管理課長	後藤英之君
住民課長	佐藤吉彦君
農林課長	牛崎康人君
建設課長	井上栄君
水道課長	妹尾茂樹君
育成牧場長	類瀬光信君
病院事務長	蛭田和雄君
やすらぎ園長	山澤正宏君
教育長	吉原平君
教育管理課長	高橋則義君
指導室長	青木悟君
社会教育課長	伊藤正明君
農委事務局長	牛崎康人君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	玉手美男君
議事係長	小野寺一信君

平成25年標茶町議会第2回定例会会議録

(議長 平川昌昭君議長席に着く。)

◎開議の宣告

- 議長（平川昌昭君） 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員14名、欠席なしであります。

(午前10時00分開議)

◎議案第34号

- 議長（平川昌昭君） 日程第1。議案第34号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

税務課長・武山君。

- 税務課長（武山正浩君）（登壇） 議案第34号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、課税事務処理上、町税条例の一部を改正する必要が生じたことから、ご提案申し上げるものです。

改正内容につきましては、都道府県または市町村に対する寄付金に係る個人の町民税の寄付金税額控除について復興特別所得税率を乗じて得た率を加算する。個人の町民税の住宅借入金等の特別税額控除の4年間の延長。

東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例について、相続人についても特例の適用が受けられることとなったものなどであります。

また、この改正に合わせ、条文中の字句の修正や条項の規定整理等も合わせて行っております。

議案第34号、標茶町税条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

次のページをお開き下さい。

標茶町税条例の一部を改正する条例

標茶町税条例（昭和25年標茶町条例第65号）の一部を次のように改正するものです。

以下、内容につきましては議案説明資料によりご説明いたします。

新たに追加するもの大きな改正のある条文につきましては、改正文も合わせてご説明いたします。

議案説明資料の6ページをお開き願います。

改正項目1番、年当りの割合の基礎となる日数で条項は条例第20条改正内容は条文中の字句の修正と引用する条項の規定整理であります。条文中の字句の修正につきましては「、第71条第2項」に改め、引用する条項の規定整理については「、第138条第2項及び第139条第2項」を加えるものです。

施行につきましては、公布の日からとするものです。

改正項目2番、寄付金税額控除で条項は条例第33条の7、改正内容は都道府県又は市区町村

平成25年標茶町議会第2回定例会会議録

に対する寄付金に係る個人の町民税の寄付金税額控除について、平成26年度から平成50年度までの各年度分の個人の町民税に限り、特例控除に用いる所得税の限界税率に復興特別所得税率2.1%を乗じて得た率を加算するものです。

施行につきましては平成26年1月1日とするものです。

改正項目3番、給与所得に係る個人の町民税の特別徴収で条項は条例第43条、改正内容は条文中の字句の修正で、第1項中「よって」、「支払期間」に改め第2項中「係る」に改め、同項ただし書中「、第35条の2第1項の申告書に」に改め第5項中「なった」、「よって」、「第1項の規定」に改め、同項ただし書中「あった」、「よって」に改め、第6項中「よって」、「当該年度」、「あった」、「当該納税義務者が」、「給与の支払を受けないこととなった」、「その者」、「なった」、「あって」に改めるものです。

施行につきましては、公布の日からとするものです。

改正項目4番、公益法人等に係る町民税の課税の特例で条項は条例附則第4条2、改正内容は条文中の引用する関係法令の改正による規定整理で、贈与等を行った公益法人を個人とみなして町民税を課することができる公益法人等に一定の要件を満たした法人等を加えたものです。

施行については、平成26年1月1日、適用は平成26年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成25年度までの個人の町民税については、従前の例によるものです。

改正項目5番、阪神・淡路大震災に係る雑損控除等の特例で、条項は、条例附則第6条の3、改正内容は引用する条項の規定整理と条文中の字句の修正であります。引用する条項の規定整理については、第1項中「により準用される同条第1項」を加え、条文中の字句の修正につきましては、第1項及び第2項中「かった」に改めるものです。

施行につきましては、公布の日からとするものです。

改正項目6番、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除で、条項は、条例附則第7条の3の2、改正内容は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を居住年が平成29年まで4年間延長されたことに伴い控除期間も平成39年度までとされ、平成26年4月から平成29年12月までの間に居住の用に供し、かつ、住宅取得等に係る対価の額または費用の額に含まれる消費税額等が8%又は10%である場合、控除限度額を所得税の課税総所得金額等の合計額の4.2%に相当する金額（当該金額が8万1,900円を超える場合は、8万1,900円）とするものです。

施行につきましては、平成27年1月1日とするものです。

改正項目7番、寄付金税額控除における特例控除額の特例で、条項は条例附則第7条の4、改正内容は、条文中の字句の修正と引用する関係法令改正による規定の整理で、条文中の字句の修正につきましては「、附則第17条の6第1項」に改め、引用する関係法令改正による規定の整理につきましては、改正項目3番で説明をした条例第33条の7第2項の改正に同じで、平成26年度から平成50年度までの各年度分の個人の町民税に限り、特例控除に用いる所得税の限界税率に復興特別所得税率（2.1%）を乗じて得た率を加算するものです。

施行につきましては、平成26年1月1日とするものです。

改正項目8番、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例で、条項は条例附則第17条の2、改正内容は、引用する条項の規定整理で「第34条」に改めるものです。

施行につきましては、公布の日からとするものです。

平成25年標茶町議会第2回定例会会議録

改正項目9番、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例で、条項は条例附則第17条の3、改正内容は、引用する条項の規定整理で「第37条の9の4又は第37条の9の5」に改めるものです。

施行につきましては、平成26年1月1日とするものです。

改正項目10番、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例で、条項は条例附則第19条の2、改正内容は、条文の体系整理と項の追加及び引用する条項の規定整理で、条文の体系整理は適用条項の体系を分かりやすく表にしたことと併せて条項の改正を行い、項の追加は東日本大震災により居住用財産が滅失等をして居住することができなくなった者の相続人が、家屋の敷地の用に供していた土地等を譲渡した場合に、相続人がその取得をした日から所有していたものとみなして、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等の適用を受けることができるとして第2項を追加し、条項の規定整理は「前2項の規定は、これら」、「これら」に改めるものです。施行につきましては、平成26年1月1日とするものですが、第2項の規定の適用は、町民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項の規定による土地等の譲渡について適用するものです。

議案の19ページをお開きください。

附則第19条の2の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第1項を次のように改める。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第17条の2、附則第17条の3、附則第17条の4又は附則第17条の5の規定を適用する。

附則第17条の2第1項、第35条第1項、第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）

同法第31条第1項、租税特別措置法第31条第1項。

附則第17条の3第3項、第35条の2まで、第36条の2、第36条の5第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）

附則第17条の4第1項、租税特別措置法第31条の3第1項、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項。

平成25年標茶町議会第2回定例会会議録

附則第17条の5第1項、第35条第1項、第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）

同法第32条第1項租税特別措置法第32条第1項。

附則第19条の2第2項中「前項の規定は、同項」を「前2項の規定は、これら」に、「前項」を「、これら」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

第2項、その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第17条の2、附則第17条の3、附則第17条の4又は附則第17条の5の規定を適用する。

議案説明資料8ページへお戻り下さい。

改正項目11番、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例で、条項は、条例附則第20条、改正内容は、東日本大震災により自己の居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった者が住宅の再取得又は増改築等をして、平成26年4月から平成29年12月までの間に居住の用に供した場合、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の控除限度額を所得税の課税総所得金額等の合計額の4.2%に相当する金額（当該金額が8万1,900円を超える場合は、8万1,900円）とするものです。また、適用期限を居住年が平成29年まで4年間延長されたことに伴い控除期間も平成39年度までとされたものです。

施行は平成27年1月1日、適用は平成27年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成26年度までの個人の町民税については、従前の例によるものです。

附則につきましては、只今の説明と重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第34号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 東日本大震災復興のための施策を実施するというところで、この税法が改定されてきたと思うのですが、基本的なことを伺いますけれども、源泉徴収を行うということでは、今年の1月1日から25年間ぐらいというふうに記憶しているんですけども、いつまでですか、それが一つです。もう一つは復興特別所得税なのですけども、所得税と

は別に納めるかたちになるのか、それとも一括して納めるかたちになるのかそれを聞いておきたいと思います。計算式については、聞きたいことがあるのですが、かなり複雑な内容なので、それは、後で個別に聞きたいと思います。

理念について、賛成するところが多々あるのですが、しかし、復興のための特別税がとんでもないことに使われているということが、結構出ているのですが、この条文にあるように、きちっと、このとおり正確に使われるという保障があるのかどうなのか、それがはっきりしなかったら、賛成できるかどうか、という態度もありますので、その3点についてお願いします。

○議長（平川昌昭君） 税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君） お答えいたします。

ただいまのご質問の内容でございますが、復興特別所得税の関係を、まず、申し上げたいとますが、復興特別所得税は一応、給与所得者につきましては、給与が支払われるときに源泉徴収ということで所得税が一定の割合で引かれております。現在25年1月1日から法が施行されておりますので、1月支給分の給料から所得税の額の2.1%が加算されて復興所得税として、すでに引かれております。給与所得以外の方、年金を支給されている方についても所得税が引かれてる方については、年金からの源泉所得税についても2.1%が加算されて、4月から引かれていると思うのですが、その他、農業をされている方とか営業等をされている方については、来年の確定申告のときに、算定された所得税について2.1%加算されたものが復興特別所得税として納めるかたちになるかと思えます。給与所得者については、年末調整で税金を精算したときに、改めて整理するというかたちになりますが、すでに25年1月1日から法が施行されておりますので、給料をもらっている方については、引かれています。期間については平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について引かれことになる、ということでございます。

この度の、町民税の条例改正の施行につきましては、復興特別所得税率を加算した部分については、寄付金税額控除、寄付金を出しますと2,000円を超える部分について控除できるということで、所得税と町民税道民税でそれぞれ控除していくわけなのですが、この復興特別所得税率を乗じて、加算して控除する部分については、都道府県又は、市町村に対する寄付を行った場合、特例控除というのがありまして、2,000円を超えるものについては、原則的には全額控除で戻ってくるということになっており、寄付された方については2,000円負担するだけで残りの部分は、原則的に所得税、住民税で戻ってくるということになっております。ただ、この都道府県又は、市町村に対する寄付以外については、2,000円を超える部分について、住民税については10%、所得税の控除プラス10%となっておりますけれども、都道府県又は、市町村に対する寄付金に係る控除する額が、復興所得税率の部分も含めてやると大きくなるものですから2.1%足して圧縮し、元々控除される額は変わらないという取り扱いなのです。ただ、議員おっしゃいました理念についてなのですが、我々の方で、この復興所得税率の改正を起案しているわけではございませんので、責任がないとは言えませんけれども、その部分が正確に使われるかどうかということについては、正確にはお答えできません。使われるという判断の元でやられていると思いますので、ご理解いただきたいと思えます。

平成25年標茶町議会第2回定例会会議録

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ありますので、本案は、起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（平川昌昭君） 起立多数であります。

よって、議案第34号は原案可決されました。

◎議案第35号

○議長（平川昌昭君） 日程第2。議案第35号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君）（登壇） 議案第35号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、国民健康保険税の課税事務処理上、国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことから、ご提案するものであります。

改正内容につきましては、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例について、相続人についても特例の適用が受けられることとなったものであります。

なお、本案につきましては、6月10日開催の標茶町国民健康保険運営協議会に諮問し、原案により答申をいただいていることをご報告申し上げます。

議案第35号、標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

次のページに参ります。

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

標茶町国民健康保険税条例（平成11年標茶町条例第33号）の一部を次のように改正するものです。

以下、内容につきましては議案説明資料によりご説明いたします。

資料の10ページをお開き下さい。

改正項目1番、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例で、

平成25年標茶町議会第2回定例会会議録

条項は条例附則第15項、改正内容は、東日本大震災により居住用財産が滅失等をして居住の用に供することができなくなった者の相続人が、その家屋の敷地の用に供していた土地等を譲渡した場合に、この特例が受けられるとしたものです。施行は平成26年1月1日、適用は平成26年度分以後の年度分の国民健康保険税について適用するものです。

附則につきましては、ただいまの説明と重複しますので説明を省略いたします。

以上で、議案第35号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第35号は原案可決されました。

◎議案第36号

○議長（平川昌昭君） 日程第3。議案第36号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第36号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、虹別第一地区にある墓地が、墓地条例上に位置づけがされていない墓地であることが判明したことから、昨年秋から、地域と協議を行ってまいりました。

この度、地元において管理組合を設立し、管理を行っていく環境が整い、5月25日には、虹別第一地区の墓地の管理を行うこととなる墓地管理組合の設立総会が開催され、新しい墓地管理組合が誕生しました。

墓地管理の受け皿が出来ましたので、現在、使用されている組合員始め地域住民の皆さんが、安心して地域の墓地として利用できるよう、当該墓地を「虹別第一墓地」として、第2種墓地に追加したく条例の改正を提案するものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第36号、標茶町墓地及び霊園条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町墓地及び霊園条例（昭和57年標茶町条例第7号）の一部を改正する条例を別紙のとおり

り制定する。

標茶町墓地及び霊園条例の一部を改正する条例

標茶町墓地及び霊園条例（昭和57年標茶町条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表1、第2種墓地の項中、この表につきましては、名称及び位置が記載されております。

「萩野墓地、標茶町字虹別468番地6、上虹別墓地、標茶町字虹別原野354番地2」を「萩野墓地、標茶町字虹別468番地6、虹別第一墓地、標茶町字虹別原野243番地1、標茶町字虹別原野243番地7、上虹別墓地、標茶町字虹別原野354番地2」に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するというものであります。

以上で、議案第36号の提案趣旨並びに内容について、説明を終わらせていただきます。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第36号は原案可決されました。

◎議案第37号

○議長（平川昌昭君） 日程第4。議案第37号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第37号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、標茶町障害者程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正であります。

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害者保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）が平成24年6月27日公布、平成25年4月1日から施行となったことにより、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に題名が変わったことから、標茶町障害者程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の設置の根拠法について変更が必要となったことから所要の改正を提案するものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第37号、標茶町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

標茶町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例。

標茶町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例（平成18年標茶町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用するというものであります。

以上で、議案第37号の提案趣旨並びに内容について説明を終わらせていただきます。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） よく分からないので伺いますけれども、障害者自立支援法ができたときも、私いろいろ言いましたけれども、これが障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に変わって、当然、中身も変わったんですよね。障害者の皆さんにとってどういうふうに良くなったのか悪くなったのか簡潔に、ポイントだけ教えていただきたい。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えをしたいと思います。

議員ご指摘のように、今回は、非常に長い法律なのですが、先ほども提案趣旨で説明いたしました、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害者保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」というかたちで、昨年6月20日成立して、今年の4月1日から施行されていくというかたちになっています。

最近、国の法律は総合的な法律整備の法律を施行して、順次、年次ごとにそれぞれ施策を展開するというような形になっています。とりあえず、今変わったのは法律の名称を変えますということで、今回、たまたま、うちの認定調査会の内容について条例改正の必要が生じたということです。この後、年次的に変わる内容については、例えば、障害者の範囲の見直しを行っていきますよとか、もう少し具体的に申しますと、難病についての範囲がこの法律のなかには、適用がかなり狭まっていたんですが、拡大をされて、この法律のなかで適用になっていきますよ、ただし、医療的な範囲がどこまでというのは、次年度以降の法律で変わって、新たになっていきますとか、そういうような形で段階的になってきておりますので、今すぐ、ここで具体的にどうのってというのは、この法律がスタートしたばかりで申せないのですが、後は障害程度区分の、これまでは程度の重さという形でやっていたんですが、今度は、その必要な支援の度合によって区分の見直しをしていくとか、それについては、26年の4月1日から具体的な内容が示されるとか、段階的に内容が変化していくのかなと見てます

平成25年標茶町議会第2回定例会会議録

ので、今後、厚労省のこれらの動きを注視しながら、うちの施策に反映をしていきたいなど考えております。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 国の審議会の方では、いろいろ審議の内容をずっと見ているのですが、この必要な支援の度合いが、どんどん薄まるような方向になっているように見えるのです。そういう心配はないですか。これは、どうしてこだわるかというのは障害者の法律が変わるわけです。それが良くなるか悪くなるかっていうことなんですね。だから、そこを大ざっぱでも聞いておかないと判断できないものですから質問しました。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） ただ今の深見議員の障害支援区分程度の内容変更については平成26年4月1日からの施行の内容ですので、まだ、詳細については手元にございませんで今の時点では明確にお答えできません。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ありますので、本案は、起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（平川昌昭君） 起立多数であります。

よって、議案第37号は原案可決されました。

◎議案第38号・議案第40号・議案第41号

○議長（平川昌昭君） 日程第5。議案第38号・議案第39号・議案第40号を一括議題といたします。

本案の提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君）（登壇） 議案第38号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、平成25年度一般会計補正予算（第2号）でございまして、今日的経済環境を考慮した国民健康保険特別会計への支援、有害鳥獣駆除対策、教育環境の向上などに資するため、歳入歳出それぞれ2億4,813万5,000円を追加し、総額を100億643万5,000円にしたというものでございます。

平成25年標茶町議会第2回定例会会議録

歳出の主なものを申し上げますと、有害鳥獣駆除委託として、1,522万8,000円、ロータリー除雪車購入費として4,430万円、駒ヶ丘公園及び憩の広場改修工事費4,054万4,000円、スクールバス2台の購入費で1,214万円などを計上いたしました。

他会計への繰出金につきましては、国民健康保険事業特別会計へ4,500万円、下水道事業特別会計へ100万円を追加したところであります。

一方、歳入につきましては、国道支出金の計上、地方交付税の増額及び基金繰入金などを充当し、収支のバランスをはかったところであります。

また、継続費で1件、地方債で4本の提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

平成25年度標茶町一般会計補正予算（第2号）

平成25年度標茶町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,813万5,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億643万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の補正は、「第2表 継続費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いご説明申し上げます。

13ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」については、ただいままでの説明と重複しますので説明を省略させていただきます。

5ページへお戻り下さい。

第2表 継続費補正であります。

8款土木費、2項道路橋りょう費、標茶中茶安別線道路改良事業、補正前の総額1億1,524万円、25年度の年割額9,424万円を補正後の総額を1億1,575万2,000円に平成25年度の年割額を9,475万2,000円にするものであります。

18ページをお開き下さい。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書であります。

8款土木費、2項道路橋りょう費、標茶中茶安別線道路改良事業、全体計画の補正後の計で申し上げますが、24年度、25年度の年割額1億1,575万2,000円、財源内訳で国道支出金8,102万6,000円、地方債3,470万円、一般財源2万6,000円であります。前年度末までの支出見込額2,100万円、当該年度支出予定額9,475万2,000円、当該年度末までの支出予定額は1億1,575万2,000円であります。

6ページへお戻り下さい。

平成25年標茶町議会第2回定例会会議録

第3表 地方債補正であります。

1 過疎対策事業の補正前の限度額1億6,090万円にスクールバス購入で610万円、建設機械購入で1,800万円を追加し、補正後の限度額を1億8,500万円とするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じであります。

2 地方道路等整備事業の補正前の限度額1億1,790万円からふるさと農道緊急整備の6,980万円、地方特定道路整備4,810万円の減額により皆減となります。

3 公営住宅建設事業、補正前の限度額430万円に380万円を追加し、補正後の限度額を810万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じであります。

6 地域活性化事業の新規で限度額1億9,820万円、起債の方法、証書借入、利率7%以内、償還の方法は、政府資金については融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により措置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借り換えすることができる。

合計で申し上げますと、6億990万円に1億820万円を追加し、補正後の限度額を7億1,810万円とするものであります。

19ページをお開き下さい。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書であります。合計で申し上げますが、当該年度中起債見込額は、補正前の額6億990万円に補正額1億820万円を追加し、補正後の額を7億1,810万円とするもので、当該年度末現在高見込額は、補正前の額101億6,332万1,000円に補正額1億820万円を追加し、補正後の額は102億7,152万1,000円となるものであります。

以上で、議案第38号の内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第39号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、平成25年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第1号）で、平成25年度国民健康保険税の基礎課税額を把握したことから、本年度分一般被保険者国民健康保険税を試算した結果、保険税の引上げが必要となる結果となりましたが、町内経済や課税所得状況を総合的に検討した結果、国民健康保険事業の円滑な運営を図るため、本町独自の経済対策として、税率を据え置きすることとし、不足額は一般会計からの繰入とすることといたしました。

歳入歳出の補正の内訳は、歳入では、国民健康保険税の減額と一般会計からの繰入、歳出では、北海道自治体情報システム協議会負担金の追加であります。

なお、本案につきましては、6月10日開催の標茶町国民健康保険運営協議会に諮問し、答申をいただいておりますことを申し添えます。

以下、補正予算書に基づきご説明いたします。

平成25年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第1号）

平成25年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

平成25年標茶町議会第2回定例会会議録

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,145万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書により説明をさせていただきます。

8ページをお開き下さい。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

2ページをお開きください。

2ページ、3ページの「第1表歳入歳出予算補正」につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第39号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（平川昌昭君） 水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君）（登壇） 議案第40号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は平成25年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第1号）で、4月7日の大雨時に、汚水管マンホール蓋の開閉用の穴から、処理場ポンプ能力を大幅に上回る雨水が流入したことにより、管内に汚水が滞留し、トイレ等からの流れが悪くなる等の苦情が数件寄せられました。

近年、局地的な大雨が発生しており、最悪の場合、マンホールから道路上に汚水が溢れ出すことも予想されることから、汚水管マンホール蓋の穴に、ゴム製のパッキンを取り付け、雨水の流入を少なくすることを目的に、補正を行うものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

平成25年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成25年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,000万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、内容について歳入歳出予算補正事項別明細書に従い説明いたします。

8ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

2ページをお開きください。

2ページ、3ページの第1表歳入歳出予算補正でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第40号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） お諮りいたします。

ただいま議題となりました議案第38号・議案第39号・議案第40号は、直ちに、議長を除く13名で構成する「議案第38号・議案第39号・議案第40号審査特別委員会」を設置し、これに

平成25年標茶町議会第2回定例会会議録

付託のうえ、審査することに、いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議案第38号・議案第39号・議案第40号は、議長を除く13名で構成する「議案第38号・議案第39号・議案第40号審査特別委員会」に付託し審査することに、決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前11時30分

再開 午後4時32分

◎議員提案第3号

○議長(平川昌昭君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6。議員提案第3号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

3番・菊地君。

○3番(菊地誠道君)(登壇) 議員提案第3号、標茶町議会広報調査特別委員会の設置について、その提案趣旨並びに内容をご説明申し上げます。

議会広報「標茶議会だより」は平成4年5月に創刊して以来、発行号数89号を数え、議会の情報公開に大きな役割を果たしてきました。町議会は平成12年6月には議会単独で情報公開条例を制定し、開かれた議会を目指しております。

また、役場でしか閲覧出来なかった会議録を図書館や公民館に配置しています。

議会が町民に理解され、支持される活動を展開するためには、議会情報の公開を積極的にとり進め、情報の共有化や透明性を高めることが、ますます重要となってきていることから、その中心となる議会広報を発行するために、標茶町議会広報調査特別委員会の設置を全議員の総意として提案をいたします。

以下、内容についてご説明をいたします。

議員提案第3号、標茶町議会広報調査特別委員会の設置について。

本議会は、標茶町議会委員会条例第5条の規定により、議会広報発行に関する事項調査のため「標茶町議会広報調査特別委員会」を設置する。

1. 設置の期間 本案議決の日から調査終了の日まで。

2. 構成及び調査の方法 6名をもって構成する特別委員会を設置し、閉会中の継続調査とする。

以上で、標茶町議会広報調査特別委員会の設置について、提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長(平川昌昭君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

平成25年標茶町議会第2回定例会会議録

(「なし」の声あり)

- 議長(平川昌昭君) 質疑は、ないものと認めます。
質疑は、終結いたしました。
これより討論を行います。
討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。
これより、本案を採決いたします。
本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。
よって、議員提案第3号は、原案可決されました。

◎議会広報調査特別委員会委員の選任

- 議長(平川昌昭君) お諮りいたします。

ただいま設置されました標茶町議会広報調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、4番・本多君、5番・林君、6番・黒沼君、8番・館田君、9番・鈴木君、11番・熊谷君の、以上6名を指名したいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6名を標茶町議会広報調査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本調査特別委員会は、調査が終了するまで閉会中の継続調査といたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、調査が終了するまで閉会中の継続調査と決定いたしました。

◎意見書案第5号

- 議長(平川昌昭君) 日程第7。意見書案第5号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

平成25年標茶町議会第2回定例会会議録

お諮りいたします。

議題となりました意見書案につきましては、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第5号を採決いたします。

意見書案を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議がありますので、本案は、起立により採決いたします。

意見書案第5号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平川昌昭君) 起立少数であります。

よって、意見書案第5号は、原案否決されました。

◎意見書案第6号

○議長(平川昌昭君) 日程第8。意見書案第6号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案につきましては、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

平成25年標茶町議会第2回定例会会議録

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第6号を採決いたします。

意見書案を、原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第6号は、原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎意見書案第7号

○議長（平川昌昭君） 日程第9。意見書案第7号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第7号を採決いたします。

意見書案を、原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第7号は、原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎意見書案第8号

○議長（平川昌昭君） 日程第10。意見書案第8号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の

平成25年標茶町議会第2回定例会会議録

省略をいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第8号を採決いたします。

意見書案を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第8号は、原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎意見書案第9号

○議長(平川昌昭君) 日程第11。意見書案第9号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案につきましては、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、質疑を省略することに決定いたしました。

平成25年標茶町議会第2回定例会会議録

これより討論を行います。
討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第9号を採決いたします。

意見書案を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第9号は、原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎意見書案第10号

○議長(平川昌昭君) 日程第12。意見書案第10号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第10号を採決いたします。

意見書案を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第10号は、原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎意見書案第11号

平成25年標茶町議会第2回定例会会議録

○議長（平川昌昭君） 日程第13。意見書案第11号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第11号を採決いたします。

意見書案を、原案可決してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議がありますので、本案は、起立により採決いたします。

意見書案第11号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）（何か言う声あり）

○議長（平川昌昭君） 起立少数であります。

よって、意見書案第11号は、原案否決されました。

◎決議案第1号

○議長（平川昌昭君） 日程第14。決議案第1号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

3番・菊地君。

○3番（菊地誠道君） ただいま上程されました決議案第1号の提案趣旨並びに内容の説明については、朗読をもって報告に代えさせていただきます。

決議案第1号。『核兵器廃絶・平和の町』宣言に関する決議

標記について、地方自治法第112条及び標茶町議会会議規則第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

『核兵器廃絶・平和の町』宣言に関する決議

恒久平和は人類共通の願いであり、平和を愛する標茶町民の願いでもあります。

平成25年標茶町議会第2回定例会会議録

核兵器は、今日、人類とあらゆる生命の存続に深刻な脅威を与えています。世界で唯一の被爆国である国民として、この地球上から核兵器の廃絶と戦争の根絶を訴えるものです。

緑豊かな美しい郷土標茶町の自然を守り、永遠の平和を願い、幸せな町民生活を守る決意をこめて、ここに「核兵器廃絶・平和の町」を宣言します。

以上、決議する。

平成25年6月19日、北海道標茶町議会。

以上で、「核兵器廃絶・平和の町」宣言の決議について、提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

お諮りいたします。

決議案第1号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにしたと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決して、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、決議案第1号は、原案可決されました。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長（平川昌昭君） 日程第15。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、いずれも閉会中継続調査として、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

◎議員派遣について

○議長（平川昌昭君） 日程第16。議員派遣を議題といたします。

お諮りいたします。

平成25年6月26日に視察研修を下川町で、平成25年6月27日に札幌市で開催される北海道町村議会議長会主催の町村議会議員研修会に、全議員を派遣することにしたと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

平成25年標茶町議会第2回定例会会議録

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、会議規則第125条の規定により、議員を派遣することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（平川昌昭君） ただいま、議案第38号・議案第39号・議案第40号審査特別委員会委員長から、審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第38号・議案第39号・議案第40号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議案第38号・議案第39号・議案第40号

○議長（平川昌昭君） 議案第38号・議案第39号・議案第40号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に関し、付託いたしました議案第38号・議案第39号・議案第40号審査特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと、認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第38号・議案第39号・議案第40号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

平成25年標茶町議会第2回定例会会議録

◎閉議の宣告

○議長（平川昌昭君） 以上で、本定例会に付議された事件の議事は、全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（平川昌昭君） 以上をもって、平成25年標茶町議会第2回定例会を閉会いたします。

（午後 2時55分閉会）

平成25年標茶町議会第2回定例会会議録

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 平 川 昌 昭

署名議員4番 本 多 耕 平

署名議員5番 林 博

署名議員6番 黒 沼 俊 幸